

↓ 当案内及び過去に発行した案内は弊社ウェブサイト(<http://www.medience.co.jp/>)よりPDF形式にてダウンロードできます。

検体検査料等の改正に伴うお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、先般の厚生労働省告示にて既にご存知の通り、平成28年4月1日より診療報酬点数が改正されました。

つきましては、ここに「改正診療報酬点数表」より検体検査に係る部分を抜粋しご案内致しますので、宜しくご総覧方々ご活用賜れば幸甚に存じます。

敬具



検体検査料

区分	検査項目名	新	旧	注
----	-------	---	---	---

尿・糞便等検査

D000 尿中一般物質定性半定量検査				
	尿中一般物質定性半定量検査		26	*1・2・3
(注)	当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。			

D001 尿中特殊物質定性定量検査				
1	尿蛋白		7	
2	VMA定性(尿)		9	
	Bence Jones蛋白定性(尿)		9	
	尿グルコース		9	
3	ウロビリノゲン(尿)		16	
	先天性代謝異常症スクリーニングテスト(尿)		16	*4
	尿浸透圧		16	
4	ポルフィリン症スクリーニングテスト(尿)		17	*5
5	N-アセチルグルコサミニダーゼ(NAG)(尿)		41	
6	アルブミン定性(尿)		49	
7	黄体形成ホルモン(LH)定性(尿)		72	
	フィブリン・フィブリノゲン分解産物(FDP)(尿)		72	
8	アルブミン定量(尿)	108	110	*6
9	トランスフェリン(尿)	110	112	*6
	ウロポルフィリン(尿)	110	112	
10	δアミノレブリン酸(δ-ALA)(尿)		112	
11	ポリアミン(尿)		115	
12	ミオイノシトール(尿)		120	*7
13	コプロポルフィリン(尿)	143	145	
14	ポルフォビリノゲン(尿)	191	194	
	総ヨウ素(尿)	191	194	
15	IV型コラーゲン(尿)	200	204	*6
16	L型脂肪酸結合蛋白(L-FABP)(尿)		210	*8
17	尿の蛋白免疫学的検査 区分番号D015に掲げる血漿蛋白免疫学的検査の例により算定した点数			
18	その他 検査の種類により区分番号D007に掲げる血液化学検査又は区分番号D008に掲げる内分泌学的検査、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号D010に掲げる特殊分析の例により算定した点数			*9・10
(注)	区分番号D007に掲げる血液化学検査又は区分番号D008に掲げる内分泌学的検査、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号D010に掲げる特殊分析の所定点数を準用した場合は、当該区分の注についても同様に準用するものとする。			

D002 尿沈渣(鏡検法)				
	尿沈渣(鏡検法)		27	*11-15・295
(注1)	同一検体について当該検査と区分番号D017に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する。			
(注2)	当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。			
(注3)	染色標本による検査を行った場合は、9点を加算する。			

D002-2 尿沈渣(フローサイトメトリー法)				
	尿沈渣(フローサイトメトリー法)		24	*16・17・295
(注1)	同一検体について当該検査と区分番号D017に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する。			
(注2)	当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。			

D003 糞便検査				
1	虫卵検出(集卵法)(糞便)		15	
	ウロビリノゲン(糞便)		15	
2	糞便塗抹顕微鏡検査 (虫卵、脂肪及び消化状況観察を含む。)		20	*18
3	虫体検出(糞便)		23	
4	糞便中脂質		25	
5	糞便中ヘモグロビン定性		37	*19
6	虫卵培養(糞便)		40	
7	糞便中ヘモグロビン		41	*20
8	糞便中ヘモグロビン及びトランスフェリン定性・定量		56	

区分	検査項目名	新	旧	注
9	キモトリプシン(糞便)		80	*21

D004 穿刺液・採取液検査				
1	酸度測定(胃液)		15	*22
2	ヒューナー検査		20	
3	胃液又は十二指腸液一般検査		55	*23
4	髄液一般検査		62	*24
5	精液一般検査		70	*25
6	頸管粘液一般検査		75	*26
7	顆粒球エラスターゼ定性(子宮頸管粘液) IgE定性(涙液)		100	*27 *28
8	顆粒球エラスターゼ(子宮頸管粘液)	128	129	*29
9	乳酸デヒドロゲナーゼ(LD)半定量(腔分泌液)		170	*30
10	マイクロバブルテスト		200	*31
11	II型プロコラーゲン-C-プロペプチド(コンドロカリン)(関節液)		300	*32
12	IgGインデックス	439	445	*33
13	オリゴクローナルバンド		543	*33
14	ミエリン塩基性蛋白(MBP)(髄液)		601	*33
15	リン酸化タウ蛋白(髄液)		660	*34
	タウ蛋白(髄液)		660	*35
16	髄液蛋白免疫学的検査 区分番号D015に掲げる血漿蛋白免疫学的検査の例により算定した点数			
17	髄液塗抹染色標本検査 区分番号D017に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査の例により算定した点数			
18	その他 検査の種類により区分番号D007に掲げる血液化学検査又は区分番号D008に掲げる内分泌学的検査、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号D010に掲げる特殊分析の例により算定した点数			*36
(注)	区分番号D007に掲げる血液化学検査又は区分番号D008に掲げる内分泌学的検査、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号D010に掲げる特殊分析の所定点数を準用した場合は、当該区分の注についても同様に準用するものとする。			

D004-2 悪性腫瘍組織検査				
1	悪性腫瘍遺伝子検査			*37-39・65・75-368
	イ EGFR遺伝子検査(リアルタイムPCR法)	2,500		
	ロ EGFR遺伝子検査(リアルタイムPCR法以外)	2,100		
	ハ K-ras遺伝子検査	2,100		
	ニ EWS-Fli1遺伝子検査	2,100		
	ホ TLS-CHOP遺伝子検査	2,100		
	ヘ SYT-SSX遺伝子検査	2,100		
	ト c-kit遺伝子検査	2,500		
	チ マイクロサテライト不安定性検査	2,100		
	リ センチネルリンパ節生検に係る遺伝子検査	2,100		
	又 BRAF遺伝子検査	6,520	—	
	ル RAS遺伝子検査	2,500	—	
2	抗悪性腫瘍剤感受性検査	2,500		*40-41

血液学的検査

D005 血液形態・機能検査				
1	赤血球沈降速度(ESR)		9	*42
	(注)当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する			
2	網赤血球数		12	
3	血液浸透圧		15	
	好酸球(鼻汁・喀痰)		15	
	末梢血液像(自動機械法)		15	*43-44
4	好酸球数		17	*43
5	末梢血液一般検査		21	*47-56
6	末梢血液像(鏡検法)		25	*43-44-45
	(注)特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色ごとにそれぞれ27点を加算する			*46
7	血中微生物検査		40	
8	赤血球抵抗試験		45	*48
9	ヘモグロビンA1c(HbA1c)		49	*49-94
10	自己溶血試験		50	

区分	検査項目名	新	旧	注
10	血液粘稠度		50	
11	ヘモグロビンF(HbF)		60	
12	デオキシチミジンキナーゼ(TK)活性		233	*50
13	ターミナルデオキシヌクレオチジルトランスフェラーゼ(TdT)		250	*51
14	骨髄像 (注)特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色ごとにそれぞれ40点を加算する	837	854	*44・45 *46
15	造血器腫瘍細胞抗原検査(一連につき)	2,000	1,000	*52

D006 出血・凝固検査				
1	出血時間		15	*53
2	プロトロンビン時間(PT)		18	*55
	全血凝固時間		18	*54
	トロンボテスト		18	*55
3	血餅収縮能		19	
	毛細血管抵抗試験		19	
4	フィブリノゲン半定量		23	
	フィブリノゲン定量		23	
	クリオフィブリノゲン		23	
5	トロンビン時間		25	
6	蛇毒試験		28	
	トロンボエラストグラフ		28	
	ヘパリン抵抗試験		28	
7	活性化部分トロンボプラスチン時間(APTT)		29	
	ヘパプラスチンテスト		29	*54
8	血小板凝集能		50	*56
9	血小板粘着能		64	
10	アンチトロンビン活性		70	
	アンチトロンビン抗原		70	
11	フィブリン・フィブリノゲン分解産物(FDP)定性		80	*58
	フィブリン・フィブリノゲン分解産物(FDP)半定量		80	*58
	フィブリン・フィブリノゲン分解産物(FDP)定量		80	*58
	ブラスミン		80	
	ブラスミン活性		80	
	α_1 -アンチトリプシン		80	
12	フィブリンモノマー複合体定性		93	
13	ブラスミノゲン活性		100	
	ブラスミノゲン抗原		100	
	凝固因子インヒビター定性(クロスミキシング試験)		100	*57
14	フィブリノゲン分解産物(FgDP)		116	*58
15	Dダイマー定性	131	133	
16	ブラスミンインヒビター(アンチブラスミン)	134	136	
17	Dダイマー半定量	135	137	
18	von Willebrand因子(VWF)活性		136	
19	α_2 -マクログロブリン		138	
20	Dダイマー	141	143	
21	PIVKA-II		143	*59
22	凝固因子インヒビター		155	*60
	von Willebrand因子(VWF)抗原		155	*61
23	ブラスミン・ブラスミンインヒビター複合体(PIC)	162	165	
24	プロテインS抗原	167	170	
25	プロテインS活性		170	
26	β -トロンボグロブリン(β -TG)		177	
27	血小板第4因子(PF ₄)		178	
28	トロンビン・アンチトロンビン複合体(TAT)	191	194	*63
29	プロトロンビンフラグメントF1+2		193	*63
30	トロンボモジュリン	205	209	*62
31	凝固因子(第II因子、第V因子、第VII因子、第VIII因子、第IX因子、第X因子、第XI因子、第XII因子、第XIII因子)	229	233	
32	フィブリンモノマー複合体		233	*63
33	プロテインC抗原	247	252	
	tPA・PAI-1複合体	247	252	
34	プロテインC活性	255	260	
35	フィブリノペプチド		300	*54
(注)	患者から1回に採取した血液を用いて本区分の14から35までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。			

区分	検査項目名	新	旧	注
(注)	血液凝固包括(●部分)			
	イ 3項目又は4項目		530	
	ロ 5項目以上		722	

D006-2 造血器腫瘍遺伝子検査				
	造血器腫瘍遺伝子検査		2,100	*39-64・65-75
(注)	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に算定する。			

D006-3 Major BCR-ABL1				
1	mRNA定量(国際標準値)			*66
	イ 診断の補助に用いるもの	2,520	—	
	ロ モニタリングに用いるもの	2,520	—	
2	mRNA定量(1以外のもの)	1,200	—	*67

D006-4 遺伝学的検査				
	遺伝学的検査		3,880	*68-71
(注)	別に厚生労働大臣が定める疾患の患者については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。			

D006-5 染色体検査				
	染色体検査(すべての費用を含む。)	2,712	2,730	*72-73
(注)	分染法を行った場合は、397点を加算する。			

D006-6 免疫関連遺伝子再構成				
	免疫関連遺伝子再構成		2,520	*39-65・74-75

D006-7 UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型				
	UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型		2,100	*76

D006-8 サイトケラチン19(KRT19) mRNA検出				
	サイトケラチン19(KRT19) mRNA検出		2,400	*77

D006-9 WT1 mRNA				
	WT1 mRNA		2,520	*78

D006-10 CCR4タンパク(フローサイトメトリー法)				
	CCR4タンパク(フローサイトメトリー法)		10,000	*79-365

生化学的検査(I)

D007 血液化学検査				
1	総ビリルビン		11	
	直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン		11	
	総蛋白		11	*87
	アルブミン		11	*87
	尿素窒素		11	*103-105
	クレアチニン		11	*84・103-105
	尿酸		11	
	アルカリホスファターゼ(ALP)		11	
	コリンエステラーゼ(ChE)		11	
	γ -グルタミルトランスフェラーゼ(γ -GT)		11	
	中性脂肪		11	
	ナトリウム及びクロール		11	*80
	カリウム		11	
	カルシウム		11	*81
	マグネシウム		11	
	膠質反応		11	*82
	クレアチン		11	
	グルコース		11	
	乳酸デヒドロゲナーゼ(LD)		11	
	アミラーゼ		11	
	ロイシンアミノペプチダーゼ(LAP)		11	
	クレアチンキナーゼ(CK)		11	*122
	アルドラーゼ		11	
	遊離コレステロール		11	

区分	検査項目名	新	旧	注
1	鉄 (Fe)	11		
	血中ケトン体・糖・クローラ検査 (試験紙法・アンブル法・固定化酵素電極によるもの)	11		
	不飽和鉄結合能 (UIBC) (比色法)	11		*83
	総鉄結合能 (TIBC) (比色法)	11		*83
2	リン脂質	15		
3	HDL-コレステロール	17		*85
	無機リン及びリン酸	17		*86
	総コレステロール	17		*85
	アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ (AST)	17		
	アラニンアミノトランスフェラーゼ (ALT)	17		
4	LDL-コレステロール	18		*85
	蛋白分画	18		*87
5	銅 (Cu)	23		
6	リパーゼ	24		
7	イオン化カルシウム	26		*81
8	マンガン (Mn)	27		*88
9	ムコ蛋白	29		
10	ケトン体	30		*89
11	アポリポ蛋白	—	94	*90
	イ 1項目の場合	31	—	
	ロ 2項目の場合	62	—	
	ハ 3項目以上の場合	94	—	
12	アデニンデアミナーゼ (ADA)	32		
13	グアナーゼ	35		
14	有機モノカルボン酸	47		*91
	胆汁酸	47		*95
15	ALPアイソザイム	48		
	アミラーゼアイソザイム	48		
	γ-GTアイソザイム	48		
	LDアイソザイム	48		
	重炭酸塩	48		*92
16	ASTアイソザイム	49		
	リポ蛋白分画	49		
17	アンモニア	50		
18	CKアイソザイム	55		
	グリコアルブミン	55		*49-93-94
19	コレステロール分画	57		*95
20	ケトン体分画	59		*89
21	レニン・コレステロール・アシルトランスフェラーゼ (L-CAT)	70		
22	グルコース-6-リン酸デヒドロゲナーゼ (G-6-PD)	80		
	リポ蛋白分画 (PAGディスク電気泳動法)	80		
	1,5-アンヒドロ-D-グルシトール (1,5AG)	80		*49-94
	グリココル酸	80		
23	CK-MB	90		
24	膵分泌性トリプシンインヒビター (PSTI)	95		*96
	LDアイソザイム1型	95		*97
25	ALPアイソザイム及び骨型アルカリホスファターゼ (BAP)	96		*98-112
26	リポ蛋白 (a)	107		*99
27	ヘパリン	108		*100
28	フェリチン半定量	114	116	
	フェリチン定量	114	116	
	エタノール	114	116	
29	ベントシジン	118	120	*103-105
30	心筋トロポニンI	120		*102
	KL-6	120		*101
	イヌリン	120		*104
	心筋トロポニンT (TnT) 定性・定量	120	126	*102
31	アルミニウム (Al)	121	123	
32	シスタチンC	124	126	*103-105
33	リポ蛋白分画 (HPLC法)	129	130	
34	肺サーファクタント蛋白-A (SP-A)	130		*101
	ガラクトース	130		
35	肺サーファクタント蛋白-D (SP-D)	140		*101
36	血液ガス分析	144	146	*92-106-107
	(注) 血液ガス分析については、当該保険医療機関内で行った場合に算定する			
	亜鉛 (Zn)	144	146	
	プロコラーゲン-Ⅲ-ペプチド (P-Ⅲ-P)	144	146	*108-119

区分	検査項目名	新	旧	注
36	Ⅳ型コラーゲン	144	146	*108
	セレン	144	—	*109
37	ミオグロビン定性	147	150	*110
	ミオグロビン定量	147	150	*110
	心臓由来脂肪酸結合蛋白 (H-FABP) 定性	147	150	*110
	心臓由来脂肪酸結合蛋白 (H-FABP) 定量	147	150	*110
	アルブミン非結合型ビリルビン	147	150	*111
38	ビリルビン酸キナーゼ (PK)		150	
39	アンギオテンシンI転換酵素 (ACE)	152	155	
	Ⅳ型コラーゲン・7S	152	155	*108-119
	ビタミンB ₁₂	152	155	
40	葉酸	162	165	
41	ALPアイソザイム (PAG電気泳動法)	180		*112-144
42	ヒアルロン酸	184		*114-119
	心室筋ミオシン軽鎖I	184		*113
43	アセトアミノフェン	190		*115
	腔分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型 (IGFBP-1) 定性	190		*116-286
44	レムナント様リポ蛋白コレステロール (RLP-C)	191	194	*117
	トリプシン	191	194	*96
45	マロンジアルデヒド修飾LDL (MDA-LDL)	200		*118
	Mac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体	200	—	*108-119
46	ホスホリパーゼA ₂ (PLA ₂)	204		
47	赤血球コプロポルフィリン	210		
48	リポ蛋白リパーゼ (LPL)	223		*120
49	肝細胞増殖因子 (HGF)	227		*121
50	CKアイソフォーム	230		*122
51	プロリルヒドロキシラーゼ (PH)	230		*108-119-123
	2,5-オリゴアデニル酸合成酵素活性	250		*124
52	α-フェトプロテイン (AFP) 定性 (腔分泌液)	250		*123-125
	ビタミンB ₁	259	262	
53	ビタミンB ₂	263	268	
54	赤血球プロトポルフィリン	280		
55	プロカルシトニン (PCT) 定量	310		*126-127
	プロカルシトニン (PCT) 半定量	310	320	*126-127
	プレセブシン定量	310	320	*127
56	ビタミンC	314	320	
57	1,25-ジヒドロキシビタミンD ₃	400		*128
(注)	患者から1回に採取した血液を用いて本区分の1から8までに掲げる検査を5項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。			*129
	生化学包括 (部分)			
	イ 5項目以上7項目以下	93		
	ロ 8項目又は9項目	99		
	ハ 10項目以上	115	117	*130
	入院中の患者について算定した場合は、初回に限り20点を加算する。			*130

生化学的検査 (Ⅱ)

D008 内分泌学的検査				
1	ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 定性	55		*132-139
2	11-ヒドロキシコルチコステロイド (11-OHCS)	60		
3	ホモバニリン酸 (HVA)	69		
4	バニールマンデル酸 (VMA)	90		
5	5-ヒドロキシインドール酢酸 (5-HIAA)	95		
6	プロラクチン (PRL)	98		
7	レニン活性	103	105	*133
8	トリヨードサイロニン (T ₃)	108	110	
9	甲状腺刺激ホルモン (TSH)	110	112	
	ガストリン	110	112	
10	レニン定量	111	113	*133
11	インスリン (IRI)	112	114	
12	サイロキシニン (T ₄)	114		
13	成長ホルモン (GH)	117	119	
	卵巣刺激ホルモン (FSH)	117	119	
	C-ペプチド (CPR)	117	119	*134
	黄体形成ホルモン (LH)	117	119	*135
14	アルドステロン	131	133	

区分	検査項目名	新	旧	注
14	テストステロン	131	133	
15	遊離サイロキシシン (FT ₄)	134	136	
	抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ抗体 (抗GAD抗体)	134	136	*136-151
	遊離トリヨードサイロニン (FT ₃)	134	136	
	コルチゾール	134	136	
	サイロキシシン結合グロブリン(TBG)	134	136	
16	サイログロブリン	137		
17	脳性Na利尿ペプチド(BNP)	140		*137-138-154
	サイロキシシン結合能(TBC)	140		
	脳性Na利尿ペプチド前駆体N端フラグメント (NT-proBNP)	140		*137-138-154
18	カルシトニン	141	143	
19	ヒト胎盤性ラクトゲン(HPL)	144	146	
	ヒト絨毛性ゴナドトロピン-βサブユニット(HCG-β)	144	146	*132-139
20	ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)定量	146		*139-140
	ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)半定量	146	150	*139-140
21	グルカゴン	150		
22	プロゲステロン	159	162	
23	I型コラーゲン架橋N-テロペプチド(NTX)	160		*141-142-143-168
	酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ(TRACP-5b)	160		*143
24	骨型アルカリホスファターゼ(BAP)	165		*98-112-144
25	遊離テストステロン	166		
26	低カルボキシル化オステオカルシン(ucOC)	167		*145
27	インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド (Intact PINP)	168		*144
28	I型コラーゲン架橋C-テロペプチド-β異性体 (β-CTX) (尿)	169	170	*147-148
29	オステオカルシン(OC)	170		*142-143-146
	セクレチン	170		
	低単位ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)半定量	170		
	I型コラーゲン架橋C-テロペプチド-β異性体 (β-CTX)	170		*148
	I型プロコラーゲン-N-プロペプチド(PINP)	170		*144
30	サイクリックAMP(cAMP)	175		
31	エストリオール(E ₃)	180		*149
	エストロゲン半定量	180		*149
	エストロゲン定量	180		*149
	副甲状腺ホルモン関連蛋白C端フラグメント (C-PTHrP)	180		*150
	副甲状腺ホルモン(PTH)	180		
	カテコールアミン分画	180		
32	デヒドロエピアンドロステロン硫酸抱合体(DHEA-S)	181	184	
33	エストラジオール(E ₂)	187	190	*149
34	副甲状腺ホルモン関連蛋白(PTHrP)	194		*150
35	デオキシピリジノリン(DPD) (尿)	196	200	*141-142-143-168
36	17-ケートジェニックスステロイド(17-KGS)	200		
37	副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)	206	210	
	カテコールアミン	206	210	
38	エリスロポエチン	209	213	*152
39	17-ケートステロイド分画(17-KS分画)	213		
	17α-ヒドロキシプロゲステロン(17α-OHP)	213		*153
	抗IA-2抗体	213		*151
	プレグナンジオール	213		
40	17-ケートジェニックスステロイド分画(17-KGS分画)	220		
41	メタネフリン	229	233	*155
42	ソマトメジンC	230	234	*156
43	心房性Na利尿ペプチド(ANP)	233		*137-138-154
	メタネフリン・ノルメタネフリン分画	233		
44	抗利尿ホルモン(ADH)	235		
45	プレグナントリオール	243		
46	ノルメタネフリン	250		*155
47	インスリン様成長因子結合蛋白3型(IGFBP-3)	280		*156
(注1)	患者から1回に採取した血液を用いて本区分の13から47までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。			
(注2)	各種ホルモンの日内変動検査は、内分泌学的検査の該当する項目の測定回数により算定するが、その回数については妥当適切な範囲であること。			*131

区分	検査項目名	新	旧	注
(注)	内分泌包括(●部分)			
	イ 3項目以上5項目以下	410		
	ロ 6項目又は7項目	623		
	ハ 8項目以上	900		
D009 腫瘍マーカー				
1	尿中BTA	80		*158
2	癌胎児性抗原(CEA)	108	110	*157-175
3	α-フェトプロテイン(AFP)	110	112	*157
	組織ポリペプチド抗原(TPA)	110	112	
	扁平上皮癌関連抗原(SCC抗原)	110	112	
4	DUPAN-2	124	126	*175
	NCC-ST-439	124	126	
	CA15-3	124	126	*170
	前立腺癌ホスファターゼ抗原(PAP)	124	126	
5	エラストーゼ1	129	131	*157
6	前立腺特異抗原(PSA)	134	136	*159
	CA19-9	134	136	
7	CA72-4	146		
	SPan-1	146		
	シアリルTn抗原(STN)	146		
	神経特異エノラーゼ(NSE)	146		*173
8	PIVKA-II半定量	147	150	*157
	PIVKA-II定量	147	150	*157
9	塩基性フェトプロテイン(BFP)	150		
	CA50	150		*160
10	シアリルLe ^x -i抗原(SLX)	152	155	
	CA125	152	155	*157-163-164
11	核マトリックスプロテイン22(NMP22)定量(尿)	155		*161-162
	核マトリックスプロテイン22(NMP22)定性(尿)	155	160	*161-162
12	サイトケラチン8・18(尿)	160		*162-165
13	遊離型PSA比(PSA F/T比)	162	165	*166
14	抗p53抗体	163	166	*167
15	BCA225	165		
16	シアリルLe ^x 抗原(CSLEX)	170		*170
	I型プロコラーゲン-C-プロペプチド(PICP)	170		*169
	I型コラーゲン-C-テロペプチド(ICTP)	170		*168
	SP1	170		*171
17	サイトケラチン19フラグメント(シフラ)	172	175	*172
18	ガストリン放出ペプチド前駆体(ProGRP)	175		*173
19	CA54/61	184		
	癌関連ガラクトース転移酵素(GAT)	184		*174
20	遊離型フコース(尿)	190		*175
	CA602	190		*157-163-164
	α-フェトプロテインレクチン分画(AFP-L3%)	190		*176
21	γ-セミノプロテイン(γ-Sm)	194		
22	CA130	200		*157-163-164-177
	ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ分画コアフラグメント(HCGβ-CF) (尿)	200		*178
23	腫瘍胎児性抗原(POA)	220		*177
	可溶性メンテリン関連ペプチド	220	—	*179
24	癌胎児性抗原(CEA)定性(乳頭分泌液)	314	320	*180-181
	癌胎児性抗原(CEA)半定量(乳頭分泌液)	314	320	*180-181
25	HER2蛋白(乳頭分泌液)	320		*181
	HER2蛋白	320		*182
26	可溶性インターロイキン-2レセプター(sIL-2R)	451	460	*183
(注1)	診療及び腫瘍マーカー以外の検査の結果から悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に対して、腫瘍マーカーの検査を行った場合に、1回に限り算定する。ただし、区分番号B001の3に掲げる悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定している患者については算定しない。			*157
(注2)	患者から1回に採取した血液等を用いて本区分の2から26までに掲げる検査を2項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。			*184
	腫瘍マーカー包括(●部分)			
	イ 2項目	230		
	ロ 3項目	290		
	ハ 4項目以上	420		

区分	検査項目名	新	旧	注
D010 特殊分析				
1	糖分析(尿)		38	
2	結石分析		120	
3	チロシン		200	*186
4	総分岐鎖アミノ酸/チロシンモル比(BTR)		291	*187
5	アミノ酸			*185
	イ 1種類につき	304	310	
	ロ 5種類以上	1,212	1,236	
6	アミノ酸定性		350	
7	脂肪酸分画	429	437	
8	先天性代謝異常症検査	1,176	1,200	*188
(注)	保険医療機関内において、当該検査を行った場合に患者1人につき月1回に限り算定する。			

免疫学的検査

D011 免疫血液学的検査				
1	ABO血液型		21	
	Rh(D)血液型		21	
2	Coombs試験			
	イ 直接		30	
	ロ 間接		34	
3	不規則抗体	159	162	*190
	(注) 第10部手術第7款の各区分に掲げる胸部手術、同部第8款の各区分に掲げる心・脈管手術、同部第9款の各区分に掲げる腹部手術又は同部第11款の各区分に掲げる性器手術のうち区分番号K898に掲げる帝王切開術等を行った場合に算定する。			
4	Rh(その他の因子)血液型		160	*189
5	ABO血液型関連糖転移酵素活性	196	200	
6	血小板関連IgG(PA-IgG)		204	*191
7	ABO血液型亜型		260	
8	抗血小板抗体		262	
9	血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体(IgG、IgM及びIgA抗体)		390	*192
	血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体(IgG抗体)		390	*192

D012 感染症免疫学的検査				
1	梅毒血清反応(STS)定性	15		*193
	抗streptリジンO(ASO)定性	15		
	抗streptリジンO(ASO)半定量	15		
	抗streptリジンO(ASO)定量	15		
2	トキソプラズマ抗体定性	26		
	トキソプラズマ抗体半定量	26		
3	抗streptキナーゼ(ASK)定性	29		
	抗streptキナーゼ(ASK)半定量	29		
4	梅毒トレポネーマ抗体定性	32		
	マイコプラズマ抗体定性	32		*194-213-222
	マイコプラズマ抗体半定量	32		*194-213-222
5	連鎖球菌多糖体抗体(ASP)半定量	34		*195
	梅毒血清反応(STS)半定量	34		*193
	梅毒血清反応(STS)定量	34		*193
6	梅毒トレポネーマ抗体半定量	53		
	梅毒トレポネーマ抗体定量	53		
7	アデノウイルス抗原定性(糞便)	60		*197
	迅速ウレアーゼ試験定性	60		*196
8	ロタウイルス抗原定性(糞便)	65		*197
	ロタウイルス抗原定量(糞便)	65		*197
9	ヘリコバクター・ピロリ抗体定性・半定量	70		*198
	クラミドフィラ・ニューモニエIgG抗体	70		*217
10	クラミドフィラ・ニューモニエIgA抗体	75		*217
11	ウイルス抗体価(定性・半定量・定量)(1項目当たり)	79		*199-207・211-214-235
	(注) 同一検体についてウイルス抗体価(定性・半定量・定量)の測定を行った場合は、8項目を限度として算定する。			
12	クロストリジウム・ディフィシル抗原定性	80		
	ヘリコバクター・ピロリ抗体	80		*200
	百日咳菌抗体定性	80		
	百日咳菌抗体半定量	80		

区分	検査項目名	新	旧	注
13	HTLV-I抗体定性		85	*201-242
	HTLV-I抗体半定量		85	*201-242
14	トキソプラズマ抗体		93	
15	トキソプラズマIgM抗体		95	
16	抗デオキシリボヌクレアーゼB(ADNaseB)半定量		100	*195
17	抗酸菌抗体定量		116	*202
	HIV-1抗体	116	118	*203-204・238-324
	抗酸菌抗体定性	116	120	*202
18	HIV-1,2抗体定性	121	123	*203-205・238-324
	HIV-1,2抗体半定量	121	123	*203-205・238-324
	HIV-1,2抗原・抗体同時測定定性	121	123	*203-204・238-324
	HIV-1,2抗原・抗体同時測定定量	121	123	*203-204・238-324
19	HIV-1,2抗体定量		127	*203-205・238-324
20	A群β溶連菌迅速試験定性	134	136	*206
21	ノイラミニダーゼ定性		140	*207-211-214
22	カンジダ抗原定性	142	144	*208-233
	カンジダ抗原半定量	142	144	*208-233
	カンジダ抗原定量	142	144	*208-233
23	ヘモフィルス・インフルエンザb型(Hib)抗原定性(尿・髄液)	144	146	
24	肺炎球菌抗原定性(尿・髄液)		146	
	ヘリコバクター・ピロリ抗原定性		146	*209
	RSウイルス抗原定性		146	*210-214
	梅毒トレポネーマ抗体(FTA-ABS試験)定性		146	
	梅毒トレポネーマ抗体(FTA-ABS試験)半定量		146	
25	インフルエンザウイルス抗原定性	147	149	*207-211-214
26	ノロウイルス抗原定性		150	*215
	インフルエンザ菌(無莢膜型)抗原定性		150	*212
	マイコプラズマ抗原定性(免疫クロマト法)		150	*194-213-222
	ヒトメタニューモウイルス抗原定性		150	*214
27	D-アラビニトール		160	*216-233
	クラミドフィラ・ニューモニエIgM抗体		160	*217
28	クラミジア・トラコマチス抗原定性	164	165	*218-219・309-312
29	アスペルギルス抗原		165	*220-233
30	大腸菌O157抗原定性		170	*221
	マイコプラズマ抗原定性(FA法)		170	*194-213-222
31	大腸菌O157抗体定性		175	*221
32	HTLV-I抗体	177	180	*242
33	淋菌抗原定性		180	*223-310-312
	単純ヘルペスウイルス抗原定性		180	*224
	大腸菌血清型別		180	*225
34	クリプトコックス抗原半定量		184	*233
	クリプトコックス抗原定性	184	190	*233
35	アデノウイルス抗原定性(糞便を除く。)	200	204	
	肺炎球菌細胞壁抗原定性	200	204	*226
36	ブルセラ抗体定性	206	210	
	ブルセラ抗体半定量	206	210	
	グロブリンクラス別クラミジア・トラコマチス抗体	206	210	*231
37	単純ヘルペスウイルス抗原定性(角膜)		210	*230
	単純ヘルペスウイルス抗原定性(性器)		210	
	肺炎球菌莢膜抗原定性(尿・髄液)		210	*226-227
	アニサキスIgG・IgA抗体		210	*228
	レプトスピラ抗体		210	*229
38	ツツガムシ抗体半定量		213	*232
	(1→3)-β-D-グルカン		213	*233
	ツツガムシ抗体定性	213	220	*232
39	グロブリンクラス別ウイルス抗体価(1項目当たり)	219	223	*234-235
	(注) 同一検体について、グロブリンクラス別ウイルス抗体価の測定を行った場合は、2項目を限度として算定する。			
40	サイトメガロウイルス抗体		220	*234
41	赤痢アメーバ抗体半定量		223	
42	レジオネラ抗原定性(尿)	229	233	*236

区分	検査項目名	新	旧	注
43	デングウイルス抗原定性	233	—	*237
44	水痘ウイルス抗原定性(上皮細胞)	240		
45	エンドキシン	257	262	*126-127
46	ボレリア・ブルグドルフェリ抗体	270		*195
47	HIV-1抗体(ウエスタンブロット法)	280		*238-324
	百日咳菌抗体	280	285	
48	結核菌群抗原定性	291		
49	ダニ特異IgG抗体	300		*239
	Weil-Felix反応	300		*240
50	HIV-2抗体(ウエスタンブロット法)	380		*238
51	サイトメガロウイルスpp65抗原定性	398		*241
52	HTLV-I抗体(ウエスタンブロット法)	432	440	*242-323
53	HIV抗原	600		*243
54	抗トリコスポロン・アサヒ抗体	900		*244

D013 肝炎ウイルス関連検査				
1	HBs抗原定性・半定量	29		*245
2	HBs抗体定性	32		
	HBs抗体半定量	32		*246
3	HBs抗原	88		
	HBs抗体	88		
4	HBe抗原	107		
	HBe抗体	107		
5	HCV抗体定性・定量	114	116	
	HCVコア蛋白	114	116	*247
6	HCVコア抗体	144	146	
7	HBc抗体半定量・定量	145	146	*248
8	HA-IgM抗体	146		*249
	HA抗体	146		*249
	HBc-IgM抗体	146		*248
9	HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体定性	160		
	HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体半定量	160		
10	HE-IgA抗体定性	210		
11	HCV血清群別判定	233		*250
12	HBVコア関連抗原(HBcrAg)	281		*251
13	デルタ肝炎ウイルス抗体	330		
14	HCV特異抗体価	340		
	HBVジェノタイプ判定	340		*252
(注)	患者から1回に採取した血液を用いて本区分の3から14までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。			
	肝炎ウイルス包括(部分)			
	イ 3項目	290		
	ロ 4項目	360		
	ハ 5項目以上	460	469	

D014 自己抗体検査				
1	寒冷凝集反応	11		
2	リウマトイド因子(RF)定量	30		*253-254
3	抗サイログロブリン抗体半定量	37		
	抗甲状腺マイクログロブリン抗体半定量	37		*255
4	Donath-Landsteiner試験	55		
5	抗核抗体(蛍光抗体法)定性	108	110	
	抗核抗体(蛍光抗体法)半定量	108	110	
	抗核抗体(蛍光抗体法)定量	108	110	
6	抗核抗体(蛍光抗体法を除く。)	110		
	抗インスリン抗体	110		
7	マトリックスメタロプロテイナーゼ-3(MMP-3)	116		*253-260
8	抗ガラクトース欠損IgG抗体定性	120		*253-254-260
	抗ガラクトース欠損IgG抗体定量	120		*253-254-260
9	抗サイログロブリン抗体	144	146	*258
	抗RNP抗体定性	144	146	*258
	抗RNP抗体半定量	144	146	*258
	抗RNP抗体定量	144	146	*258
10	抗Jo-1抗体定性	146		*258
	抗Jo-1抗体半定量	146		*258
	抗Jo-1抗体定量	146		*258
	抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体	146		*255-258

区分	検査項目名	新	旧	注
11	抗Sm抗体定性	159	162	*258
	抗Sm抗体半定量	159	162	*258
	抗Sm抗体定量	159	162	*258
12	抗SS-B/La抗体定性	162		*258
	抗SS-B/La抗体半定量	162		*258
	抗SS-B/La抗体定量	162		*258
	抗Scl-70抗体定性	162		*258
	抗Scl-70抗体半定量	162		*258
	抗Scl-70抗体定量	162		*258
13	抗SS-A/Ro抗体定性	165		*258
	抗SS-A/Ro抗体半定量	165		*258
	抗SS-A/Ro抗体定量	165		*258
	C ₁ q結合免疫複合体	165		*253-258-260
14	抗RNAポリメラーゼIII抗体	170		*256-258
15	抗DNA抗体定量	173	178	
	抗DNA抗体定性	173	178	
16	抗セントロメア抗体定量	184		*257
	抗セントロメア抗体定性	184	190	*257
17	抗ARS抗体	190		*258
18	モノクローナルRF結合免疫複合体	194		*253-260
19	抗ミトコンドリア抗体定性	196	200	
	抗ミトコンドリア抗体半定量	196	200	
20	IgG型リウマトイド因子	204		*253-260
21	抗ミトコンドリア抗体定量	206		
22	C ₃ d結合免疫複合体	210		*253-259-260
	抗シトルリン化ペプチド抗体定性	210		*260
	抗シトルリン化ペプチド抗体定量	210		*260
23	抗カルジオリピンβ ₂ グリコプロテインI複合体抗体	223		*262
	抗LKM-1抗体	223		*261
24	抗カルジオリピン抗体	239	243	*262
	抗TSHレセプター抗体(TRAb)	239	243	*263
25	IgG2(TIA法によるもの)	239	—	*264
26	抗デスマグレイン3抗体	270		*265-270
	抗BP180-NC16a抗体	270		*266
27	抗好中球細胞質プロテイナーゼ3抗体(PR3-ANCA)	276	281	
	抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体(MPO-ANCA)	276	281	*268
28	ループスアンチコアグラント定量	281		*267
	抗糸球体基底膜抗体(抗GBM抗体)	281		*269
	ループスアンチコアグラント定性	281	290	*267
29	抗好中球細胞質抗体(ANCA)定性	290		
30	抗デスマグレイン1抗体	300		*265-270
31	甲状腺刺激抗体(TSAb)	350		*263
32	IgG ₄	388		*271
33	IgG2(ネフェロメトリー法によるもの)	388	—	*264
34	抗GM1IgG抗体	460		*272
	抗GQ1bIgG抗体	460		*273
35	抗アセチルコリンレセプター抗体(抗AChR抗体)	856	873	*274-277
36	抗グルタミン酸レセプター抗体	970		*275
37	抗アクアポリン4抗体	1,000		*276
	抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体	1,000		*274-277
(注)	本区分の9から14まで及び17に掲げる検査を2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算定する。			
	自己抗体包括(部分)			
	イ 2項目	320		
	ロ 3項目以上	490		

D015 血漿蛋白免疫学的検査				
1	C反応性蛋白(CRP)定性	16		*279
	C反応性蛋白(CRP)	16		*279
2	赤血球プロポルフィリン定性	30		
	グルコース-6-ホスファターゼ(G-6-Pase)	30		
3	グルコース-6-リン酸デヒドロゲナーゼ(G-6-PD)定性	34		
	赤血球プロトポルフィリン定性	34		
4	血清補体価(CH ₅₀)	38		
	免疫グロブリン	38		*278

区分	検査項目名	新	旧	注
5	クリオグロブリン定性		42	
	クリオグロブリン定量		42	
6	血清アミロイドA蛋白(SAA)		47	*279
7	トランスフェリン(Tf)		60	*280
8	C ₃		70	*280
	C ₄		70	*280
9	セルロプラスミン		90	
10	非特異的IgE半定量		100	
	非特異的IgE定量		100	
11	特異的IgE半定量・定量		110	*281
	(注)特異的IgE半定量・定量検査は、特異抗原の種類ごとに所定点数を算定する。ただし、患者から1回に採取した血液を用いて検査を行った場合は、1,430点を限度として算定する。			
	β ₂ -ミクログロブリン	110	112	
	トランスサイレチン(プレアルブミン)	110	112	
12	レチノール結合蛋白(RBP)		140	
13	α ₁ -ミクログロブリン	144	146	
	ハプトグロビン(型補正を含む。)	144	146	
14	C ₃ プロアクチベータ		160	
15	アレルゲン刺激性遊離ヒスタミン(HRT)		163	*281
16	ヘモペキシン		180	
17	APRスコア定性	191	194	*282
18	アトピー鑑別試験定性		194	*283
	TARC		194	*284
19	癌胎児性フィブロネクチン定性(頸管腔分泌液)		204	*116-285-286
20	Bence Jones蛋白同定(尿)	209	213	
21	免疫電気泳動法(同一検体に対して一連につき)	210	240	*287-288
22	C ₁ -インアクチベータ	276	281	
23	免疫グロブリンL鎖κ/λ比		330	*288
24	免疫グロブリン遊離L鎖κ/λ比		400	
25	結核菌特異的インターフェロン-γ産生能		630	*289

D016 細胞機能検査				
1	B細胞表面免疫グロブリン		165	
2	顆粒球機能検査(種目数にかかわらず一連につき)		200	*290
	T細胞サブセット検査(一連につき)	200	204	*290
3	T細胞・B細胞百分率		204	
4	顆粒球スクリーニング検査(種目数にかかわらず一連につき)		220	*290
5	赤血球表面抗原検査		270	*291
6	リンパ球刺激試験(LST)(一連につき)	345	350	*292

微生物学的検査

D017 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査				
1	蛍光顕微鏡、位相差顕微鏡、暗視野装置等を使用するもの (注)集菌塗抹法を行った場合には、集菌塗抹法加算として、所定点数に32点を加算する。		50	*293-294-295
2	保温装置使用アメーバ検査		45	*293-294-295
3	その他のもの		61	*293-294-295
(注)	同一検体について当該検査と区分番号D002に掲げる尿沈渣(鏡検査)又は区分番号D002-2に掲げる尿沈渣(フローサイトメトリー法)を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する。			

D018 細菌培養同定検査				
1	口腔、気道又は呼吸器からの検体		160	*296
2	消化管からの検体	180	160	*221-296
3	血液又は穿刺液	210	190	*296-297
4	泌尿器又は生殖器からの検体	170	150	*296-312
5	その他の部位からの検体	160	140	*296-297
6	簡易培養		60	*298
(注)	同一検体について一般培養と併せて嫌気性培養を行った場合			
		118	120	*299

D019 細菌薬剤感受性検査				
1	1菌種		170	*300
2	2菌種		220	*300
3	3菌種以上		280	*300

区分	検査項目名	新	旧	注
D019-2 酵母様真菌薬剤感受性検査				
	酵母様真菌薬剤感受性検査		150	*301
D020 抗酸菌分離培養検査				
1	抗酸菌分離培養(液体培地法)	280	260	*302-303-305
2	抗酸菌分離培養(それ以外のもの)		210	*302-304-305
D021 抗酸菌同定				
	抗酸菌同定(種目数にかかわらず一連につき)		370	*306-318
D022 抗酸菌薬剤感受性検査				
	抗酸菌薬剤感受性検査(培地数に関係なく)		380	*307-308
(注)	4薬剤以上使用した場合に限り算定する。			
D023 微生物核酸同定・定量検査				
1	細菌核酸検出(白血球)(1菌種あたり)		130	
2	淋菌核酸検出		204	*310-312
	クラミジア・トラコマチス核酸検出		204	*309-312
3	淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出	286	291	*312
4	HBV核酸定量		287	*251-311
	単純疱疹ウイルス・水痘帯状疱疹ウイルス核酸定量	287	—	*328
5	レジオネラ核酸検出		292	
6	マイコプラズマ核酸検出		300	
7	HCV核酸検出		360	*313-319
	HPV核酸検出		360	*314
	HPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)		360	*314
	(注)HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、細胞診によりベセスダ分類がASC-USと判定された患者に対して行った場合に限り算定する。			
8	インフルエンザ核酸検出		410	*315
	抗酸菌核酸同定		410	*316
	結核菌群核酸検出		410	*317-325
9	マイコバクテリウム・アビウム及びイントラセルラー(MAC)核酸検出		421	*318
10	HCV核酸定量		450	*313-319
	HBV核酸プレコア変異及びコアプロモーター変異検出		450	*320
	ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出		450	*321-329
	SARSコロナウイルス核酸検出		450	*322
	HTLV-1核酸検出	450	—	*323
	HIV-1核酸定量		520	*324
(注)	検体の超遠心による濃縮前処理を加えて行った場合は、130点を加算する。			
12	結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出		850	*325
	結核菌群ビラジナミド耐性遺伝子検出		850	*325
	結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出		850	*325
13	HPVジェノタイプ判定		2,000	*326
14	HIVジェノタイプ薬剤耐性		6,000	*327

D023-2 その他の微生物学的検査				
1	黄色ブドウ球菌ヘニシリン結合蛋白2'(PBP2')		55	*329
2	尿素呼吸気試験(UBT)		70	*330
3	腸炎ピリオ耐熱性溶血毒(TDH)定性		150	*331
4	大腸菌ベロトキシン定性		194	*332

D024 動物使用検査				
	動物使用検査		170	*333
(注)	使用した動物の費用として動物の購入価格を10円で除して得た点数を加算する。			

基本的検体検査実施料

D025 基本的検体検査実施料(1日につき)				
1	入院の日から起算して4週間以内の期間		140	*334-339
2	入院の日から起算して4週間を超えた期間		110	*334-339
(注1)	特定機能病院である保険医療機関において、入院中の患者に対して行った検体検査について算定する。			

区分	検査項目名	新	旧	注
(注2)	次に掲げる検体検査の費用は所定点数に含まれるものとする。 イ 尿中一般物質定性半定量検査 ロ 尿中特殊物質定性定量検査 ハ 尿沈渣(鏡検法) ニ 糞便検査 ホ 穿刺液・採取液検査 ヘ 血液形態・機能検査 ト 出血・凝固検査 チ 造血器腫瘍遺伝子検査 リ 血液化学検査 ヌ 免疫血液学的検査 ABO血液型及びRh(D)血液型 ル 感染症免疫学的検査 梅毒血清反応(STS)定性、抗ストレプトリジンO(ASO)定性、抗ストレプトリジンO(ASO)半定量、抗ストレプトリジンO(ASO)定量、トキソプラズマ抗体定性、トキソプラズマ抗体半定量、梅毒トレポネーマ抗体定性、梅毒血清反応(STS)半定量、梅毒血清反応(STS)定量、梅毒トレポネーマ抗体半定量、梅毒トレポネーマ抗体定量及びHIV-1抗体 ヲ 肝炎ウイルス関連検査 HBs抗原定性・半定量、HBs抗体定性、HBs抗体半定量、HBs抗原、HBs抗体、HCV抗体定性・定量、HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体定性及びHCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体半定量 ワ 自己抗体検査 寒冷凝集反応及びリウマトイド因子(RF)定量 カ 血漿蛋白免疫学的検査 C反応性蛋白(CRP)定性、C反応性蛋白(CRP)、血清補体価(CH ₅₀)及び免疫グロブリン コ 微生物学的検査			
(注3)	療養病棟、結核病棟又は精神病棟に入院している患者及び第1章第2部第2節に規定するHIV感染者療養環境特別加算、二類感染症患者療養環境特別加算若しくは重症者等療養環境特別加算又は同部第3節に規定する特定入院料を算定している患者については適用しない。			

検体検査判断料

D026 検体検査判断料				
1	尿・糞便等検査判断料	34		
2	血液学的検査判断料	125		
3	生化学的検査(I)判断料	144		
4	生化学的検査(II)判断料	144		
5	免疫学的検査判断料	144		
6	微生物学的検査判断料	150		
(注1)	検体検査判断料は該当する検体検査の種類又は回数にかかわらずそれぞれ月1回に限り算定できるものとする。ただし、区分番号D027に掲げる基本的検体検査判断料を算定する患者については、尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査(I)判断料、免疫学的検査判断料及び微生物学的検査判断料は別に算定しない。			*340-344
(注2)	(注1)の規定にかかわらず、区分番号D000に掲げる尿中一般物質定性半定量検査の所定点数を算定した場合にあっては、当該検査については尿・糞便等検査判断料は算定しない。			*340-344
(注3)	検体検査管理に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者(検体検査管理加算(II)、検体検査管理加算(III)及び検体検査管理加算(IV)については入院中の患者に限る。)1人につき月1回に限り、次に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、いずれかの検体検査管理加算を算定した場合には、同一月において他の検体検査管理加算は、算定しない。 イ 検体検査管理加算(I) 40点 ロ 検体検査管理加算(II) 100点 ハ 検体検査管理加算(III) 300点 ニ 検体検査管理加算(IV) 500点			*345-346
	国際標準検査管理加算	40	—	
(注4)	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、検体検査管理加算(II)、検体検査管理加算(III)又は検体検査管理加算(IV)を算定した場合は、国際標準検査管理加算として40点を加算する。			
(注5)	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号D006-4に掲げる遺伝学的検査を実施し、その結果について患者又はその家族に対し遺伝カウンセリングを行った場合には、患者1人につき月1回に限り、所定点数に500点を加算する。			*347

区分	検査項目名	新	旧	注
(注6)	区分番号D005の14に掲げる骨髄像を行った場合に、血液疾患に関する専門の知識を有する医師が、その結果を文書により報告した場合は、骨髄像診断加算として、所定点数に240点を加算する。			*348
	免疫電気泳動法診断加算	50	—	*349
(注7)	区分番号D015の21に掲げる免疫電気泳動法を行った場合に、当該検査に関する専門の知識を有する医師が、その結果を文書により報告した場合は、免疫電気泳動法診断加算として、50点を所定点数に加算する。			

D027 基本的検体検査判断料

D027 基本的検体検査判断料				
	基本的検体検査判断料	604		*350-354
(注1)	特定機能病院である保険医療機関において、尿・糞便等検査、血液学的検査、ふん生化学的検査(I)、免疫学的検査又は微生物学的検査の各項目に掲げる検体検査を入院中の患者に対して行った場合に、当該検体検査の種類又は回数にかかわらず1回に限り算定できるものとする。			
(注2)	区分番号D026に掲げる検体検査判断料の注3本文及び注4に規定する施設基準に適合しているものとして届出を行った保険医療機関(特定機能病院に限る。)において、検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者1人につき月1回に限り、同注に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、同注に掲げる点数のうちいずれかの点数を算定した場合には、同一月において同注に掲げる他の点数は、算定しない。			

病理学的検査料

N000 病理組織標本作製(1臓器につき)				
	病理組織標本作製(1臓器につき)	860		*355-358-362
N001 電子顕微鏡病理組織標本作製				
	電子顕微鏡病理組織標本作製(1臓器につき)	2,000		*359-360-362
N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製				
1	エストロゲンレセプター	720		*361-363
2	プロゲステロンレセプター	690		*361-363
3	HER2タンパク	690		*361-362・364-379
4	EGFRタンパク	690		*361-362
5	CCR4タンパク	10,000		*79-361・362-365
6	ALK融合タンパク	2,700	—	*361-362-366
7	CD30	400	—	*361-362-446
8	その他(1臓器につき)	400		*361-362
(注1)	1及び2の病理組織標本作製を同一月に実施した場合は、180点を主たる病理組織標本作製の所定点数に加算する。			
(注2)	8について、確定診断のために4種類以上の抗体を用いた免疫染色が必要な患者に対して、標本作製を実施した場合には、1,600点を所定点数に加算する。			*367-368
N003 術中迅速病理組織標本作製				
	術中迅速病理組織標本作製(1手術につき)	1,990		*369
N003-2 術中迅速細胞診				
	術中迅速細胞診(1手術につき)	450		*370
N004 細胞診(1部位につき)				
1	婦人科材料等によるもの	150		*371-372
2	穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるもの	190		*371-372・373-375
3	セルブロッグ法によるもの	860	—	*374-375
(注1)	1について、固定保存液に回収した検体から標本作製して、診断を行った場合には、婦人科材料等液状化検体細胞診加算として、18点を所定点数に加算する。			*376
(注2)	2について、過去に穿刺し又は採取し、固定保存液に回収した検体から標本作製して、診断を行った場合には、液状化検体細胞診加算として、85点を所定点数に加算する。			*377
N005 HER2遺伝子標本作製				
1	単独の場合	2,700		*378
2	区分番号N002に掲げる免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の3による病理標本作成を併せて行った場合	3,050		*379
N005-2 ALK融合遺伝子標本作製				
	ALK融合遺伝子標本作製	6,520		*368-380

区分	検査項目名	新	旧	注
N006 病理診断料				
1	組織診断料	450	400	*381-383
2	細胞診断料	200		*381-383
(注1)	1については、病理診断を専ら担当する医師が勤務する病院又は病理診断を専ら担当する常勤の医師が勤務する診療所である保険医療機関において、区分番号N000に掲げる病理組織標本作製、区分番号N001に掲げる電子顕微鏡病理組織標本作製、区分番号N002に掲げる免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製若しくは区分番号N003に掲げる術中迅速病理組織標本作製により作製された組織標本に基づく診断を行った場合は当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された組織標本に基づく診断を行った場合に、これらの診断の別又は回数にかかわらず、月1回に限り算定する。			
(注2)	2については、病理診断を専ら担当する医師が勤務する病院又は病理診断を専ら担当する常勤の医師が勤務する診療所である保険医療機関において、区分番号N003-2に掲げる術中迅速細胞診若しくは区分番号N004に掲げる細胞診の2により作製された標本に基づく診断を行った場合は当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された標本に基づく診断を行った場合に、これらの診断の別又は回数にかかわらず、月1回に限り算定する。			
(注3)	当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された標本に基づき診断を行った場合は、区分番号N000からN004までに掲げる病理標本作製料は、別に算定できない。			
(注4)	病理診断管理に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、病理診断を専ら担当する常勤の医師が病理診断を行い、その結果を文書により報告した場合には、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数に加算する。 イ 病理診断管理加算1 (1)組織診断を行った場合120点 (2)細胞診断を行った場合60点 ロ 病理診断管理加算2 (1)組織診断を行った場合320点 (2)細胞診断を行った場合160点			

N007 病理判断料				
	病理判断料	150		*384
(注1)	行われた病理標本作製の種類又は回数にかかわらず、月1回に限り算定する。			
(注2)	区分番号N006に掲げる病理診断料を算定した場合には、算定しない。			

超音波検査等

D217 骨塩定量検査				
1	DEXA法による腰椎撮影	360		*386
(注)	同一日にDEXA法により大腿骨撮影を行った場合には、大腿骨同時撮影加算として、所定点数に90点を加算する。			
2	MD法	140		*387-388
	SEXA法等	140		*387-388
3	超音波法	80		
(注)	検査の種類にかかわらず、患者1人につき4月に1回に限り算定する。			

負荷試験等

D286 肝及び腎のクリアランステスト				
	肝及び腎のクリアランステスト	150		*389-391-395
(注1)	検査に当たって、尿管カテーテル法、膀胱尿道ファイバースコープ又は膀胱尿道鏡検査を行った場合は、区分番号D318に掲げる尿管カテーテル法、D317に掲げる膀胱尿道ファイバースコープ又はD317-2に掲げる膀胱尿道鏡検査の所定点数を併せて算定する。			
(注2)	検査に伴って行った注射、採血及び検体測定費用は、所定点数に含まれるものとする。			

D286-2 イヌリンクリアランス測定				
	イヌリンクリアランス測定	1,280		*393-395

D287 内分泌負荷試験				
1	下垂体前葉負荷試験			*398
	イ 成長ホルモン(GH)(一連として)	1,200		
	ロ ゴナドトロピン(LH及びFSH)(一連として月1回)	1,600		

区分	検査項目名	新	旧	注
1	ハ 甲状腺刺激ホルモン(TSH)(一連として月1回)	1,200		
	ニ プロラクチン(PRL)(一連として月1回)	1,200		
	ホ 副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)(一連として月1回)	1,200		
2	下垂体後葉負荷試験(一連として月1回)	1,200		*399
3	甲状腺負荷試験(一連として月1回)	1,200		*400
4	副甲状腺負荷試験(一連として月1回)	1,200		*401
5	副腎皮質負荷試験			*402
	イ 鉱質コルチコイド(一連として月1回)	1,200		
	ロ 糖質コルチコイド(一連として月1回)	1,200		
6	性腺負荷試験(一連として月1回)	1,200		*403
(注1)	1月に3,600点を限度として算定する。			
(注2)	負荷試験に伴って行った注射、採血及び検体測定費用は、採血回数及び測定回数にかかわらず、所定点数に含まれるものとする。ただし、区分番号D419の5に掲げる副腎静脈サンプリングを行った場合は、当該検査の費用は別に算定できる。			

D288 糖負荷試験				
1	常用負荷試験(血糖及び尿糖検査を含む。)	200		*406-408-409
2	耐糖能精密検査(常用負荷試験及び血中インスリン測定又は常用負荷試験及び血中C-ペプチド測定を行った場合)、グルカゴン負荷試験	900		*406-407-408-409
(注)	注射、採血及び検体測定費用は、採血回数及び測定回数にかかわらず所定点数に含まれるものとする。			

D289 その他の機能テスト				
1	脾機能テスト(PFDテスト)	100		
2	肝機能テスト(ICG1回又は2回法、BSP2回法)	100		
	ビリルビン負荷試験	100		
	馬尿酸合成試験	100		
	フィッシュバーグ	100		
	水利尿試験	100		
	アジスカウント(Addis尿沈渣定量検査)	100		
	モーゼンタール法	100		
	ヨードカリ試験	100		
3	胆道機能テスト	700		*412
	胃液分泌刺激テスト	700		*411
4	セクレチン試験	3,000		*413
(注)	検査に伴って行った注射、検体採取、検体測定及びエックス線透視の費用は、すべて所定点数に含まれるものとする。			

指導管理料

B001 特定疾患治療管理料				
2	特定薬剤治療管理料	(470)		*414-421
	不整脈用剤	(470)		
	プロカインアミド			
	N-アセチルプロカインアミド			
	ジソピラミド			
	キニジン			
	アプリンジン			
	リドカイン			
	ビルジカイニド塩酸塩			
	プロパフェノン			
	メキシレチン			
	フレカイニド			
	シベンリリンコハク酸塩			
	ビルメノール			
	アミオダロン			
	ソタロール塩酸塩			
	ヘプリジル塩酸塩			
	グリコペプチド系抗生物質	(470)		
	バンコマイシン			
	テイコブラニン			
	トリアゾール系抗真菌剤	(470)		
	ポリコナゾール			
	免疫抑制剤	(470)		
	シクロスポリン			
	タクロリムス水和物			
	エベロリムス			
	ミコフェノール酸モフェチル			
	ジギタリス製剤	(470)		
	抗てんかん剤	(470)		
	テオフィリン製剤	(470)		

区分	検査項目名	新	旧	注
2	ハロペリドール製剤		(470)	
	プロムペリドール製剤		(470)	
	リチウム製剤		(470)	
	バルプロ酸ナトリウム		(470)	
	カルバマゼピン		(470)	
	シクロスポリン		(470)	
	サリチル酸系製剤		(470)	
	メトレキサート		(470)	
	タクロリム水和物		(470)	
	バルプロ酸ナトリウム		(470)	
	イマチニブ		(470)	
(注1)	ジギタリス製剤又は抗てんかん剤を投与している患者、免疫抑制剤を投与している臓器移植後の患者その他別に厚生労働大臣が定める患者に対して、薬物血中濃度を測定して計画的な治療管理を行った場合に算定する。			
(注2)	同一の患者につき特定薬剤治療管理料を算定すべき測定及び計画的な治療管理を月2回以上行った場合においては、特定薬剤治療管理料は1回に限り算定することとし、第1回の測定及び計画的な治療管理を行ったときに算定する。			
(注3)	ジギタリス製剤の急速飽和を行った場合又はてんかん重積状態の患者に対して、抗てんかん剤の注射等を行った場合は、所定点数にかかわらず、1回に限り740点を特定薬剤治療管理料として算定する。			*422-424
(注4)	抗てんかん剤又は免疫抑制剤を投与している患者以外の患者に対して行った薬物血中濃度の測定及び計画的な治療管理のうち、4月目以降のものについては、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。			*425
(注5)	てんかんの患者であって、2種類以上の抗てんかん剤を投与されているものについて、同一暦月に血中の複数の抗てんかん剤の濃度を測定し、その測定結果に基づき、個々の投与量を精密に管理した場合は、当該管理を行った月において、2回に限り所定点数を算定できる。			
(注6)	臓器移植後の患者に対して、免疫抑制剤の投与を行った場合は、臓器移植を行った日の属する月を含め3月に限り、2,740点を所定点数に加算し、免疫抑制剤を投与している臓器移植後の患者以外の患者に対して、特定薬剤治療管理に係る薬剤の投与を行った場合は、1回目の特定薬剤治療管理料を算定すべき月に限り、280点を所定点数に加算する。			*426-427
3	悪性腫瘍特異物質治療管理料			*428-431
	イ 尿中BTAに係るもの		220	
	ロ その他のもの			
	(1)1項目の場合		360	
(2)2項目以上の場合		400		
(注1)	イについては、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関において、悪性腫瘍の患者に対して、尿中BTAに係る検査を行い、その結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り第1回の検査及び治療管理を行ったときに算定する。			
(注2)	ロについては、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関において、悪性腫瘍の患者に対して、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカーに係る検査(注1に規定する検査を除く。)のうち1又は2以上の項目を行い、その結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り第1回の検査及び治療管理を行ったときに算定する。			
(注3)	注2に規定する悪性腫瘍特異物質治療管理に係る腫瘍マーカーの検査を行った場合は、1回目の悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定すべき月に限り、150点をロの所定点数に加算する。ただし、当該月の前月に腫瘍マーカーの所定点数を算定している場合は、この限りでない。			*432
(注4)	注1に規定する検査及び治療管理並びに注2に規定する検査及び治療管理を同一月に行った場合にあっては、ロの所定点数のみにより算定する。			
(注5)	腫瘍マーカーの検査に要する費用は所定点数に含まれるものとする。			*433
(注6)	注1及び注2に規定されていない腫瘍マーカーの検査及び計画的な治療管理であって特殊なものに要する費用は、注1又は注2に掲げられている腫瘍マーカーの検査及び治療管理のうち、最も近似するものの所定点数により算定する。			*434
15	慢性維持透析患者外来医学管理料		2,250	*435-445
	(注1)	入院中の患者以外の慢性維持透析患者に対して検査の結果に基づき計画的な医学管理を行った場合に、月1回に限り算定する。		

区分	検査項目名	新	旧	注
(注2)	第3部検査及び第4部画像診断のうち次に掲げるものは所定点数に含まれるものとし、また、区分番号D026に掲げる尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査(I)判断料、生化学的検査(II)判断料又は免疫学的検査判断料は別に算定できないものとする。			
	イ 尿中一般物質定性半定量検査			
	ロ 尿沈渣(鏡検法)			
	ハ 糞便検査			
	ニ 糞便中ヘモグロビン定性			
	ホ 血液形態・機能検査			
	ヘ 赤血球沈降速度(ESR)、網赤血球数、末梢血液一般検査、末梢血液像(自動機械法)、末梢血液像(鏡検法)、ヘモグロビンA1c(HbA1c)			
	ト 出血・凝固検査			
	チ 出血時間、全血凝固時間			
	リ 血液化学検査			
	ニ 総ビリルビン、総蛋白、膠質反応、アルブミン、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ(LD)、アルカリホスファターゼ(ALP)、コリンエステラーゼ(ChE)、アミラーゼ、γ-グルタミルトランスフェラーゼ(γ-GT)、ロイシニアミノペプチダーゼ(LAP)、クレアチンキナーゼ(CK)、中性脂肪、ナトリウム及びブドウ糖、カリウム、カルシウム、鉄(Fe)、マグネシウム、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ(AST)、アラニンアミノトランスフェラーゼ(ALT)、グリコアルブミン、1,5-アンヒドロ-D-グルシトール(1,5AG)、1,25-ジヒドロキシビタミンD ₃ 、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、不飽和鉄結合能(UIBC)(比色法)、総鉄結合能(TIBC)(比色法)、蛋白分画、血液ガス分析、アルミニウム(Al)、フェリチン半定量、フェリチン定量、シスタチンC、ペントシジン			
	ホ 内分泌学的検査			
	トリヨードサイロニン(T ₃)、サイロキシン(T ₄)、甲状腺刺激ホルモン(TSH)、副甲状腺ホルモン(PTH)、遊離トリヨードサイロニン(FT ₃)、C-ペプチド(CPR)、遊離サイロキシン(FT ₄)、カルシトニン、心房性ナリ尿ペプチド(ANP)、脳性ナリ尿ペプチド(BNP)			
	チ 感染症疫学的検査			
	梅毒血清反応(STS)定性、梅毒血清反応(STS)半定量、梅毒血清反応(STS)定量			
	リ 肝炎ウイルス関連検査			
	HBs抗原、HBs抗体、HCV抗体定性・定量			
	ヌ 血漿蛋白免疫学的検査			
	C反応性蛋白(CRP)、血清補体価(CH ₅₀)、免疫グロブリンC ₃ 、C ₄ 、トランスフェリン(Tf)、β ₂ -マイクログロブリン			
	ル 心電図検査			
	ヲ 写真診断			
	単純撮影(胸部)			
	ヾ 撮影			
	単純撮影(胸部)			

経過措置(第2章第3部にかかる部分を抜粋)

第2章の規定にかかわらず、次に掲げる診療料は、平成30年3月31日までの間に限り、算定できるものとする。
イ 区分番号D003の9に掲げるキモトリプシン(糞便)
ロ 区分番号D004の1に掲げる酸度測定(胃液)
ハ 区分番号D004の9に掲げる乳酸デヒドロゲナーゼ(LD)半定量(腔分泌液)
ニ 区分番号D004の11に掲げるII型プロコラーゲンC-プロペプチド(コンドロカリン)(関節液)
ホ 区分番号D006の2に掲げる全血凝固時間
ヘ 区分番号D006の7に掲げるヘパラスチンテスト
ト 区分番号D006の14に掲げるフィブリノゲン分解産物(FgDP)
チ 区分番号D006の35に掲げるフィブリノペプチド
リ 区分番号D007の1に掲げる膠質反応
ヌ 区分番号D007の50に掲げるCKアイソフォーム、プロリルヒドロキシラーゼ(PH)
ル 区分番号D007の51に掲げるα-フェトプロテイン(AFP)定性(腔分泌液)
ヲ 区分番号D009の9に掲げるCA50
ヾ 区分番号D009の16に掲げるI型プロコラーゲンC-プロペプチド(PICP)、SP1
カ 区分番号D009の20に掲げる遊離型フコース(尿)
コ 区分番号D009の22に掲げるCA130、ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ分画コアフラグメント(HCGβ-CF)(尿)
タ 区分番号D009の23に掲げる臍癌胎児性抗原(POA)
レ 区分番号D009の25に掲げるHER2蛋白(乳頭分泌液)
ソ 区分番号D012の5に掲げる連鎖球菌多糖体抗体(ASP)半定量
ツ 区分番号D012の16に掲げる抗デオキシリボヌクレアーゼB(ADNaseB)半定量
ネ 区分番号D012の21に掲げるノイラミニダーゼ定性
ナ 区分番号D012の37に掲げるレトスビラ抗体
ラ 区分番号D012の46に掲げるボレリア・ブルグドルフェリ抗体
ム 区分番号D012の49に掲げるダニ特異IgG抗体、Well-Felix反応
ウ 区分番号D014の22に掲げるC ₃ d結合免疫複合体
エ 区分番号D023-2の31に掲げる腸炎ピロリ耐熱性溶血毒(TDH)定性

上記の当該検査を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

- * 1: 検体検査を行った場合は所定の判断料を算定できるものであるが、尿中一般物質定性半定量検査を実施した場合は、当該検査に係る判断料は算定できない。
- * 2: 尿中一般物質定性半定量検査
 - ア 尿中一般物質定性半定量検査とは、試験紙、アンブル若しくは錠剤を用いて検査する場合又は試験紙等を比色計等の機器を用いて判定する場合をい、検査項目、方法にかかわらず、1回につき所定点数により算定する。
 - イ 尿中一般物質定性半定量検査に含まれる定性半定量の検査項目は、次のとおりである。
 - (イ) 比重
 - (ロ) pH
 - (ハ) 蛋白定性
 - (ニ) グルコース
 - (ホ) ウロビリノゲン
 - (ヘ) ウロビリル定性
 - (ト) ビリルビン
 - (チ) ケトン体
 - (リ) 潜血反応
 - (ヌ) 試験紙法による尿細菌検査（亜硝酸塩）
 - (ル) 食塩
 - (ヲ) 試験紙法による白血球検査（白血球エステラーゼ）
 - (ワ) アルブミン
- * 3: 尿中一般物質定性半定量検査は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に対して速やかに報告されるような場合は、所定点数を算定できる。
- * 4: 「3」の先天性代謝異常症スクリーニングテスト（尿）とは、次に掲げる物質の定性半定量検査及び反応検査をいう。
 - ア 塩化鉄（Ⅲ）反応（フェニールケトン体及びアルカプトン体の検出を含む。）
 - イ 酸性ムコ多糖類
 - ウ システイン、シスチン等のSH化合物
 - エ ヒスチジン定性
 - オ メチルマロン酸
 - カ Millon反応
 - キ イサチン反応
 - ク Benedict反応
- * 5: 「4」のポルフィリン症スクリーニングテスト（尿）として、Watson-Schwartz反応、Rimington反応又はDeanand Barnes反応を行った場合は、それぞれ所定点数を算定する。
- * 6: 「9」のトランスフェリン（尿）、「8」のアルブミン定量（尿）及び「15」のIV型コラーゲン（尿）は、糖尿病又は糖尿病性早期腎症患者であって微量アルブミン尿を疑うもの（糖尿病性腎症第1期又は第2期のものに限る。）に対して行った場合に、3月に1回に限り算定できる。なお、これらを同時に行った場合は、主たるもののみ算定する。
- * 7: 「12」のミオイノシトール（尿）は、空腹時血糖が110mg/dL以上126mg/dL未満の患者に対し、耐糖能診断の補助として、尿中のミオイノシトールを測定した場合に1年に1回に限り算定できる。ただし、既に糖尿病と診断されている場合は、算定できない。
- * 8: 「16」のL型脂肪酸結合蛋白（L-FABP）（尿）は、原則として3月に1回に限り算定する。ただし、医学的な必要性からそれ以上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。
- * 9: 同一日に尿、穿刺液・採取液及び血液を検体として生化学的検査（Ⅰ）又は生化学的検査（Ⅱ）に掲げる検査項目につきそれぞれを実施した場合の、多項目包括規定の適用については、尿、穿刺液・採取液及び血液のそれぞれについて算出した項目数により所定点数を算定するのではなく、血液、尿、穿刺液・採取液それぞれに係る項目数を合算した項目数により、所定点数を算定する。ただし、同一日に行う2回目以降の血液採取による検体を用いた検査項目については、当該項目数に合算せず、所定点数を別途算定する。
- * 10: 蛋白質とクレアチニンの比を測定する目的で試験紙により実施した場合は、「18」のその他によるクレアチニン（尿）として算定し、その判断料は、区分番号「D026」検体検査判断料の「1」尿・糞便等検査判断料を算定する。
- * 11: 尿沈渣（鏡検法）の所定点数は、赤血球、白血球、上皮細胞、各種円柱、類円柱、粘液系、リポイド、寄生虫等の無染色標本検査の全ての費用を含む。
- * 12: 尿沈渣（鏡検法）は、区分番号「D000」尿中一般物質定性半定量検査若しくは区分番号「D001」尿中特殊物質定性半定量検査において何らかの所見が認められ、又は診察の結果からその実施が必要と認められて実施した場合に算定すること。
- * 13: 尿沈渣（鏡検法）は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に速やかに報告されるような場合は、所定点数により算定する。
- * 14: 尿路系疾患が強く疑われる患者について、診療所が尿沈渣（鏡検法）を衛生検査所等に委託する場合であって、当該衛生検査所等が採尿後4時間以内に検査を行い、検査結果が速やかに当該診療所に報告された場合は、所定点数を算定できる。
- * 15: 当該検査と区分番号「D002-2」尿沈渣（フローサイトメトリー法）を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 16: 本測定は区分番号「D000」尿中一般物質定性半定量検査若しくは区分番号「D001」尿中特殊物質定性半定量検査において何らかの所見が認められ、又は診察の結果からその実施が必要と認められ、赤血球、白血球、上皮細胞、円柱及び細菌を同時に測定した場合に算定する。
- * 17: 本検査と区分番号「D002」尿沈渣（鏡検法）を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 18: 糞便中の細菌、原虫検査は、区分番号「D017」排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査により算定する。
- * 19: ヘモグロビン検査を免疫クロマト法にて行った場合は、「5」の糞便中ヘモグロビン定性により算定する。
- * 20: ヘモグロビン検査を金コロイド凝集法による定量法にて行った場合は、「7」の糞便中ヘモグロビン定性により算定する。
- * 21: 「9」のキモトリプシン（糞便）を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- * 22: 「1」の酸度測定（胃液）を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- * 23: 「3」の胃液又は十二指腸液一般検査の所定点数には、量、色調、混濁、粘液量、臭気、酸度測定、ペプシン及び乳酸定量、ラブ酵素の証明、蛋白質の呈色反応（ニンヒドリン反応、ビウレット反応等）、毒物、潜血、虫卵、ウロビリル定性定量、コレステリン体の定量、液に含まれる物質の定性半定量の検査等の費用が含まれる。
- * 24: 「4」の髄液一般検査の所定点数には、外見、比重、ノンネアペルト、バンディ、ワイヒプロート等のグロブリン反応、トリプトファン反応、細胞数、細胞の種類判定及び蛋白、グルコース、ビリルビン、ケトン体等の定性半定量の検査等が含まれる。
- * 25: 「5」の精液一般検査の所定点数には、精液の量、顕微鏡による精子の数、奇形の有無、運動能等の検査の全ての費用が含まれる。
- * 26: 「6」の頸管粘液一般検査の所定点数には、量、粘稠度、色調、塗抹乾燥標本による顕微鏡検査（結晶、細菌、血球、膺上皮細胞等）等の費用が含まれる。
- * 27: 「7」の顆粒球エラスターゼ定性（子宮頸管粘液）は、フロースルー免疫測定法（赤色ラテックス着色法）により、絨毛羊膜炎の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の妊婦で切迫早産の疑いがある者に対して測定した場合に算定する。
- * 28: 「7」のIgE定性（涙液）は、アレルギー性結膜炎の診断の補助を目的として判定した場合に月1回に限り算定できる。
- * 29: 「8」の顆粒球エラスターゼ（子宮頸管粘液）は、絨毛羊膜炎の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の妊婦で切迫早産の疑いがある者に対して行った場合に算定する。
- * 30: 「9」の乳酸デヒドロゲナーゼ（LD）半定量（膈分泌液）のためのタンポンによる検体採取に係る費用は、所定点数に含まれる。また、当該検査を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- * 31: 「10」のマイクロバブルテストは妊娠中の患者又は新生児の患者に対して週に1回に限り算定できる。
- * 32: 「11」のⅡ型プロコラーゲン-C-プロペプチド（コンドロカルシン）（関節液）は、EIA法によるが、エックス線所見で明らかに変形性関節症又は慢性関節リウマチが診断できる場合は算定できない。また、当該検査を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- * 33: 「12」のIgGインデックス、「13」のオリゴコラーナルバンド及び「14」のミエリン塩基性蛋白（MBP）（髄液）は、多発性硬化症の診断の目的で行った場合に算定する。
- * 34: 「15」のリン酸化タウ蛋白（髄液）は、認知症の診断を目的に、1患者につき1回に限り算定する。
- * 35: 「15」のタウ蛋白（髄液）は、クロイツフェルト・ヤコブ病の診断を目的に、1患者につき1回に限り算定する。
- * 36: 同一日に尿、穿刺液・採取液及び血液を検体として生化学的検査（Ⅰ）又は生化学的検査（Ⅱ）に掲げる検査項目につきそれぞれを実施した場合の、多項目包括規定の適用については、尿、穿刺液・採取液及び血液のそれぞれについて算出した項目数により所定点数を算定するのではなく、血液、尿、穿刺液・採取液それぞれに係る項目数を合算した項目数により、所定点数を算定する。ただし、同一日に行う2回目以降の血液採取による検体を用いた検査項目については、当該項目数に合算せず、所定点数を別途算定する。
- * 37: 「1」の悪性腫瘍遺伝子検査は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、PCR法、SSCP法、RFLP法等を用いて、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択を目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った、以下の遺伝子検査について、患者1人につき1回に限り算定する。ただし、肺がんにおけるEGFR遺伝子検査については、再発や増悪により、2次的遺伝子変異等が疑われ、再度治療法を選択する必要がある場合にも算定できる。
 - ア 肺がんにおけるEGFR遺伝子検査又はK-ras遺伝子検査
 - イ 膵臓におけるK-ras遺伝子検査
 - ウ 悪性骨軟部組織腫瘍におけるEWS-Flil1遺伝子検査、TLS-CHOP遺伝子検査又はSYT-SSX遺伝子検査
 - エ 消化管間葉系腫瘍におけるc-kit遺伝子検査
 - オ 家族性非ポリポーシス大腸癌におけるマイクロサテライト不安定性検査
 - カ 悪性黒色腫におけるセンチネルリンパ節生検に係る遺伝子検査又はBRAF遺伝子検査
 - キ 大腸癌におけるEGFR遺伝子検査、K-ras遺伝子検査又はRAS遺伝子検査
- * 38: 「1」の悪性腫瘍遺伝子検査を算定するに当たっては、その目的、結果及び選択した治療法を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- * 39: 「1」の悪性腫瘍遺伝子検査、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査又は区分番号「D006-6」免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。

- * 40: 「2」の抗悪性腫瘍剤感受性検査は、手術等によって採取された消化器癌、頭頸部癌、乳癌、肺癌、癌性胸膜・腹膜炎、子宮頸癌、子宮体癌又は卵巣癌の組織を検体とし、HDRA法又はCD-DST法を用いて、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として行った場合に限り、患者1人につき1回に限り算定する。
- * 41: 当該検査の対象となる抗悪性腫瘍剤は、細胞毒性を有する薬剤に限る。また、当該検査に係る薬剤の費用は、所定点数に含まれる。
- * 42: 「1」の赤血球沈降速度（ESR）は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみ場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に速やかに報告されるような場合は、所定点数により算定する。
- * 43: 同一検体について、「4」の好酸球数及び「3」の末梢血液像（自動機械法）又は「6」の末梢血液像（鏡検法）を行った場合は、主たる検査の所定点数のみを算定する。
- * 44: 「3」の末梢血液像（自動機械法）、「6」の末梢血液像（鏡検法）及び「14」の骨髄像の検査については、少なくともリンパ球、単球、好中球、好酸球、好塩基球の5分類以上の同定・比率計算を行った場合に算定する。
- * 45: 「6」の末梢血液像（鏡検法）及び「14」の骨髄像の検査に当たって、位相差顕微鏡又は蛍光顕微鏡を用いた場合であっても所定点数により算定する。また、末梢血液像（鏡検法）の検査の際に赤血球直径の測定を併せて行った場合であっても、所定点数により算定する。
- * 46: 「6」の「注」及び「14」の「注」にいう特殊染色は、次のとおりである。
 - ア オキシダーゼ染色
 - イ ペルオキシダーゼ染色
 - ウ アルカリホスファターゼ染色
 - エ パス染色
 - オ 鉄染色（ジデロプラスト検索を含む。）
 - カ 超生体染色
 - キ 脂肪染色
 - ク エステラーゼ染色
- * 47: 「5」の末梢血液一般検査は、赤血球数、白血球数、血色素測定（Hb）、ヘマトクリット値（Ht）、血小板数の全部又は一部を行った場合に算定する。
- * 48: 「8」の赤血球抵抗試験は、次のとおりである。
 - ア シュガーウォーターテスト
 - イ ハムテスト
 - ウ クロスビークテスト
 - エ パルパート法
 - オ サンフォード法
- * 49: 「9」のヘモグロビンA1c（HbA1c）、区分番号「D007」血液化学検査の「18」グリコアルブミン又は同区分「22」の1,5-アンヒドロ-D-グルシトール（1,5AG）のうちいずれかを同一月中に併せて2回以上実施した場合は、月1回に限り主たるもののみ算定する。ただし、妊娠中の患者、1型糖尿病患者、経口血糖降下薬の投与を開始して6月以内の患者、インスリン治療を開始して6月以内の患者等については、いずれか1項目を月1回に限り別に算定できる。
- * 50: 「12」のデオキシチミジンキナーゼ（TK）活性は、造血管腫瘍の診断又は治療効果判定のために行った場合に算定する。
- * 51: 「13」のターミナルデオキシスチレオチルトランスフェラーゼ（TdT）は、白血病又は悪性リンパ腫の診断又は治療効果判定のために行った場合に算定する。
- * 52: 造血管腫瘍細胞抗原検査
 - ア 「15」の造血管腫瘍細胞抗原検査はモノクローナル抗体を用いて蛍光抗体法、酵素抗体法、免疫ロゼット法等により白血病細胞又は悪性リンパ腫細胞の表面抗原又は細胞内抗原の検索を実施して病型分類を行った場合に算定できる。
 - イ 対象疾病は白血病、悪性リンパ腫等である。
 - ウ 検査に用いられるモノクローナル抗体は、医薬品として承認されたものであり、検査に当たって用いたモノクローナル抗体の種類、回数にかかわらず、一連として所定点数を算定する。
- * 53: 出血時間測定時の耳採採血料は、「1」の出血時間の所定点数に含まれる。
- * 54: 「2」の全血凝固時間、「7」のヘパラスチンテスト及び「35」のフィブリノペプチドを実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- * 55: 「2」のトロンボテストとプロトロンビン時間（PT）を同時に施行した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 56: 「8」の血小板凝集能を測定するに際しては、その過程で血小板数を測定することから、区分番号「D005」血液形態・機能検査の「5」の末梢血液一般検査の所定点数を別に算定することはできない。
- * 57: 「13」の凝固因子インヒビター定性（クロスミキシング試験）は、原因不明のプロトロンビン時間延長又は活性化部分トロンボプラスチン時間延長がみられる患者に対して行った場合に限り算定できる。
- * 58: 「14」のフィブリノゲン分解産物（FgDP）は、「11」のフィブリン・フィブリノゲン分解産物（FDP）（定性、半定量又は定量）が異常値を示した場合に実施したときに算定できる。また、当該検査を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- * 59: 「21」のPIVKA-IIは、出血・凝固検査として行った場合に算定する。
- * 60: 「22」の凝固因子インヒビターは、第Ⅷ因子又は第Ⅸ因子の定量測定を行った場合に、それぞれの測定1回につきこの項で算定する。
- * 61: 「22」のvon Willebrand因子（VWF）抗原は、SRID法、ロケット免疫電気泳動法等によるものである。
- * 62: 「30」のトロンボジュリンは、膠原病の診断若しくは経過観察又はDIC若しくはそれに引き続いて起こるMOF観察のために測定した場合のみ算定できる。
- * 63: フィブリンモノマー複合体
 - ア 「32」のフィブリンモノマー複合体は、DIC、静脈血栓症又は肺動脈血栓塞栓症の診断及び治療経過の観察のために実施した場合に算定する。
 - イ フィブリンモノマー複合体、「28」のトロンビン・アンチトロンビン複合体（TAT）及び「29」のプロトロンビンフラグメントF1+2のうちいずれか複数を同時に測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 64: 造血管腫瘍遺伝子検査は、PCR法、LCR法又はサザンプロット法により行い、月1回を限度として算定できる。
- * 65: 区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査、区分番号「D006-2」造血管腫瘍遺伝子検査又は区分番号「D006-6」免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。
- * 66: 「1」のmRNA定量（国際標準値）については、リアルタイムRT-PCR法により測定した場合に限り算定できる。
- * 67: 「2」のmRNA定量（1以外のもの）は、TMA法により測定した場合に限り算定できる。
- * 68: 遺伝学的検査は以下の遺伝子疾患が疑われる場合に行うものとし、原則として患者1人につき1回算定できる。ただし、2回以上実施する場合は、その医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載する。
 - (ア) デュシェンヌ型筋ジストロフィー、ベッカー型筋ジストロフィー、福山型先天性筋ジストロフィー、栄養障害型表皮水疱症、家族性アミロイドーシス、先天性QT延長症候群及び脊髄性筋萎縮症
 - (イ) ハンチントン病、球脊髄性筋萎縮症、網膜芽細胞腫及び甲状腺腫様痛
 - (ウ) フェニルケトン尿症、メープルシロップ尿症、ホモシスチン尿症、シトルリン血症（1型）、アルギノコハク酸血症、メチルマロン酸血症、プロピオン酸血症、イソ吉草酸血症、メチルクロトニルグリシン尿症、HMG血症、複合カルボキシラーゼ欠損症、グルタル酸血症1型、MCAD欠損症、VLCAD欠損症、MTP（LCHAD）欠損症、CPT1欠損症、筋強直性ジストロフィー、隆起性皮膚線維肉腫、先天性銅代謝異常症、色素性乾皮症、先天性難聴、ロイスディーツ症候群及び家族性大動脈瘤・解離
 - (エ) 神経有棘赤血球症、先天性筋無力症候群、ライソゾーム病（ムコ多糖症Ⅰ型、ムコ多糖症Ⅱ型、ゴーシェ病、ファブリー病及びボンベ病を含む。）、プリオン病、原発性免疫不全症候群、クリオピリン関連周期熱症候群、神経フェリチン症、ペリー症候群、先天性大脳白質形成不全症（中枢神経白質形成異常症を含む。）、環状20番染色体症候群、PCDH19関連症候群、低ホスファターゼ症、ウイリアムズ症候群、クルーゼン症候群、アペール症候群、ファイファー症候群、アントレー・ビクスラー症候群、ロスマンド・トムソン症候群、プラダー・ウィリ症候群、1p36欠失症候群、4p欠失症候群、5p欠失症候群、第14番染色体父親性ダイソミー症候群、アンジェルマン症候群、スミス・マギニス症候群、22q11.2欠失症候群、エマズル症候群、脆弱X症候群関連疾患、脆弱X症候群、ウォルフラム症候群、タンジール病、高IgD症候群、化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アケネ症候群、先天性赤血球形成異常性貧血、若年発症型両側性感音難聴、尿素サイクル異常症、マルファン症候群及びエーラスダグロス症候群（血管型）
- * 69: (ア)に掲げる遺伝子疾患の検査は、PCR法、DNAシーケンス法、FISH法又はサザンプロット法による。
 - (イ)に掲げる遺伝子疾患の検査は、PCR法による。
- * 70: 検査の実施に当たっては、厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成16年12月）及び関係学会による「医療における遺伝学的検査・診断に関するガイドライン」（平成23年2月）を遵守すること。
- * 71: (エ)に掲げる遺伝子疾患に対する検査については、上に掲げるガイドラインに加え、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生（支）局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
- * 72: 染色体検査の所定点数には、フィルム代、現像代、引伸印画像製代を含む。
- * 73: 染色体検査の「注」の分染法加算については、その種類、方法にかかわらず、1回の算定とする。
- * 74: 免疫関連遺伝子再構成は、PCR法、LCR法又はサザンプロット法により、悪性リンパ腫、急性リンパ性白血病又は慢性リンパ性白血病の診断の目的で検査を行った場合に、6月に1回を限度として算定できる。
- * 75: 区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査、区分番号「D006-2」造血管腫瘍遺伝子検査又は区分番号「D006-6」免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。
- * 76: UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型は、塩酸イリノテカンの投与対象となる患者に対して、その投与量等を判断することを目的として、インバーター法により測定を行った場合、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。
- * 77: サイトケラチン19（KRT19）mRNA検出は、視触診等による診断又は術前の画像診断でリンパ節転移陽性が明らかでない乳癌、胃癌又は大腸癌患者に対して、摘出された乳癌、胃癌又は大腸癌所属リンパ節中のサイトケラチン19（KRT19）mRNAの検出によるリンパ節転移診断及び術式の選択等の治療方針の決定の補助を目的として、OSNA（One-Step Nucleic Acid Amplification）法により測定を行った場合に、一連につき1回に限り算定する。
- * 78: WT1mRNAは、リアルタイムRT-PCR法により、急性骨髄性白血病又は骨髄異形成症候群の診断の補助又は経過観察時に行った場合に月1回を限度として算定できる。
- * 79: CCR4タンパク（フローサイトメトリー法）及び区分番号「N002」免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製の「5」CCR4タンパクを同一の目的で行った場合には、原則としていずれか一方のみを算定する。ただし、医学的な必要性がある場合には、併せて実施した場合であっても、いずれの点数も算定できる。なお、この場合においては、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的な必要性を記載すること。
- * 80: 「1」のナトリウム及びクローールについては、両方を測定した場合も、いずれか一方のみを測定した場合も、同一の所定点数により算定する。

- * 81: 「1」のカルシウム及び「7」のイオン化カルシウムを同時に測定した場合には、いずれか一方についてのみ所定点数を算定する。
- * 82: 「1」の膠質反応については、反応の種類ごとに所定点数を算定する。なお、次に掲げる検査については、膠質反応又は膠質反応に類似した検査としてこの項により所定点数を算定できる。
 - ア 硫酸亜鉛試験 (ZTT)
 - イ チモール混濁反応 (TTT)
 また、当該検査を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- * 83: 「1」の総鉄結合能 (TIBC) (比色法)、不飽和鉄結合能 (UIBC) (比色法) を同時に実施した場合は、「1」の不飽和鉄結合能 (UIBC) (比色法) 又は総鉄結合能 (TIBC) (比色法) の所定点数を算定する。
- * 84: 「1」のクレアチニンについて、ヤッフ法を用いて実施した場合は算定できない。
- * 85: 「3」のHDL-コレステロール、「3」の総コレステロール及び「4」のLDL-コレステロールを併せて測定した場合は、主たるもの2つの所定点数を算定する。
- * 86: 「3」の無機リン及びリン酸については、両方を測定した場合も、いずれか一方のみを測定した場合も、同一の所定点数により算定する。
- * 87: 「4」の蛋白分画、「1」の総蛋白及びアルブミンを併せて測定した場合は、主たるもの2つの所定点数を算定する。
- * 88: 「8」のマンガン (Mn) は、1月以上 (胆汁排泄能の低下している患者については2週間以上) 高カロリー静脈栄養法が行われている患者に対して、3月に1回に限り算定することができる。
- * 89: 「10」のケトン体及び「20」のケトン体分画の検査を併せて実施した場合は、ケトン体分画の所定点数のみ算定する。
- * 90: 「11」のアポリポ蛋白は、AⅠ、AⅡ、B、CⅡ、CⅢ及びEのうち、測定した項目数に応じて、所定点数を算定する。
- * 91: 「14」の有機モノカルボン酸については、グルタチオン、乳酸、ピルビン酸及び α -ケトグルタル酸の各物質の測定を行った場合に、それぞれの測定ごとに所定点数を算定する。
- * 92: 同一検体について「15」の重炭酸塩及び「36」の血液ガス分析の検査を併せて行った場合は、血液ガス分析の所定点数のみ算定する。
- * 93: 「18」のグリコアルブミンは、HPLC (2カラム)、HPLC (1カラム) -発色法、アフィニティークロマトグラフィー-免疫比濁法によるグリコアルブミン測定装置を用いて測定した場合、EIA法又は酵素法により測定した場合に所定点数を算定する。
- * 94: 区分番号「D005」血液形態・機能検査の「9」のヘモグロビンA1c (HbA1c)、本区分「18」のグリコアルブミン又は「22」の1,5-アンヒドロ-D-グルシトル (1,5AG) のうちいずれかを同一月中に合わせて2回以上実施した場合は、月1回に限り主たるもののみ算定する。ただし、妊娠中の患者、1型糖尿病患者、経口血糖降下薬の投与を開始して6月以内の患者、インスリン治療を開始して6月以内の患者等については、いずれか1項目を月1回に限り別に算定できる。
- * 95: 肝胆道疾患の診断の目的で尿中硫酸抱合型胆汁酸測定を酵素法により実施した場合は、「19」のコレステロール分画に準じて算定する。ただし、「14」の胆汁酸を同時に測定した場合には、いずれか一方の所定点数のみを算定する。
- * 96: 「24」の腺分泌性トリプシンインヒビター (PSTI) と「44」のトリプシンを同時に実施した場合は、いずれか一方の所定点数を算定する。
- * 97: 「24」のLDアイソザイム1型は酵素学的阻害法による。
- * 98: 「25」のALPアイソザイム及び骨型アルカリホスファターゼ (BAP) は、アガロース電気泳動法によって、一連の検査によって同時に行った場合に算定する。また、区分番号「D008」内分泌学的検査の「24」の骨型アルカリホスファターゼ (BAP) と併せて実施した場合には、いずれか主たるもののみ算定する。
- * 99: 「26」のリポ蛋白 (a) は、3月に1回を限度として算定できる。
- * 100: 「27」のヘパリンの血中濃度測定においては、同一の患者につき1月以内に当該検査を2回以上行った場合においては、算定は1回とし、1回目の測定を行ったときに算定する。
- * 101: 「30」のKL-6、「34」の肺サーファクタント蛋白-A (SP-A) 及び「35」の肺サーファクタント蛋白-D (SP-D) のうちいずれか複数を実施した場合は、主たるもののみ算定する。KL-6は、EIA法、ECLIA法又はラテックス凝集比濁法により、肺サーファクタント蛋白-A (SP-A) 及び肺サーファクタント蛋白-D (SP-D) は、EIA法による。
- * 102: 「30」の心筋トロポニンIと「30」の心筋トロポニンT (TnT) 定性・定量を同一月に併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 103: 「29」のペントシジンは、「1」の尿素窒素又は「1」のクレアチニンにより腎機能低下 (糖尿病性腎症によるものを除く。) が疑われた場合に、3月に1回に限り算定できる。ただし、「32」のシスタチンCを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 104: 「30」のイヌリンは、「1」の尿素窒素又は「1」のクレアチニンにより腎機能低下が疑われた場合に、6月に1回に限り算定できる。ただし、「1」のクレアチニン (腎クリアランス測定目的で行い、血清及び尿を同時に測定する場合に限る。) を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 105: シスタチンC
 - ア 「32」のシスタチンCは、EIA法、ラテックス凝集比濁法、金コロイド凝集法又はネフェロメトリー法により実施した場合のみ算定できる。
 - イ シスタチンCは、「1」の尿素窒素又は「1」のクレアチニンにより腎機能低下が疑われた場合に、3月に1回に限り算定できる。ただし、「29」のペントシジンを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 106: 「36」の血液ガス分析の所定点数には、ナトリウム、カリウム、クロール、pH、PO₂、PCO₂及びHCO₃の各測定を含むものであり、測定項目数にかかわらず、所定点数により算定する。なお、同時に行ったヘモグロビンについては算定しない。
- * 107: 「36」の血液ガス分析は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査については、その結果が当該保険医療機関に速やかに報告されるような場合は、所定点数により算定する。なお、在宅酸素療法を実施している入院施設を有しない診療所が、緊急時に必要、かつ、密接な連携を取り得る入院施設を有する他の保険医療機関において血液ガス分析を行う場合であって、採血後、速やかに検査を実施し、検査結果が速やかに当該診療所に報告された場合にあっては算定できるものとする。
- * 108: 「36」のⅣ型コラーゲン又は「39」のⅣ型コラーゲン・7Sは、「50」のプロリルヒドロキシラーゼ (PH)、「36」のプロコラーゲン-Ⅲ-ペプチド (P-Ⅲ-P) 又は「45」のMac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体と併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。
- * 109: 「36」のセレンは、長期静脈栄養管理若しくは長期成分栄養剤を用いた経腸栄養管理を受けている患者、人工乳若しくは特殊治療用ミルクを使用している小児患者又は重症心身障害児 (者) に対して、診察及び他の検査の結果からセレン欠乏症が疑われる場合の診断及び診断後の経過観察を目的として実施した場合に限り算定する。
- * 110: 「37」の心臓由来脂肪酸結合蛋白 (H-FABP) 定性及び定量はELISA法、免疫クロマト法、ラテックス免疫比濁法又はラテックス凝集法により、急性心筋梗塞の診断を目的に用いた場合のみ算定する。ただし、心臓由来脂肪酸結合蛋白 (H-FABP) 定性又は定量と「37」のミオグロビン定性又は定量を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 111: 「37」のアルブミン非結合型ビリルビンは、診察及び他の検査の結果から、核黄疸に進展するおそれがある新生児である患者に対して、生後2週間以内に経過観察を行う場合に算定する。
- * 112: 「41」のALPアイソザイム (PAG電気泳動法)、「25」のALPアイソザイム及び骨型アルカリホスファターゼ (BAP) 及び区分番号「D008」内分泌学的検査の「24」の骨型アルカリホスファターゼ (BAP) を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 113: 「42」の心室筋ミオシン軽鎖Iは、同一の患者につき同一日に当該検査を2回以上行った場合は、1回のみ算定する。
- * 114: 「42」のヒアルロン酸は、サンドイッチバインディングプロテインアッセイ法、¹²⁵Iによる競合法を用いたバインディングプロテインアッセイ法、LA法 (測定機器を用いるもの) 又はLBA法による。ただし、本検査は慢性肝炎の患者に対して、慢性肝炎の経過観察及び肝生検の適応の確認を行う場合に算定できる。
- * 115: 「43」のアセトアミノフェンは、同一の患者につき1月以内に2回以上行った場合は、第1回目の測定を行ったときに1回に限り算定する。
- * 116: 腔分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型 (IGFBP-1) 定性
 - ア 「43」の腔分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型 (IGFBP-1) 定性は、免疫クロマト法により、破水の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の者を対象として測定した場合のみ算定する。
 - イ 「43」の腔分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型 (IGFBP-1) 定性及び区分番号「D015」血漿蛋白免疫学的検査の「19」癌胎児性フィブロネクチン定性 (頸管腔分泌液) を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 117: 「44」のレムナント様リポ蛋白コレステロール (RLP-C) は免疫吸着法-酵素法又は酵素法により実施し、3月に1回を限度として算定できる。
- * 118: 「45」のマロンジアルデヒド修飾LDL (MDA-LDL) は、冠動脈疾患既往歴のある糖尿病患者で、冠動脈疾患発症に関する予後予測の補助の目的で測定する場合に3月に1回に限り算定できる。ただし、糖尿病患者の経皮的冠動脈形成術治療時に、治療後の再狭窄に関する予後予測の目的で測定する場合、上記と別に術前1回に限り算定できる。
- * 119: Mac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体
 - ア 「45」のMac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体は、2ステップサンドイッチ法を用いた化学発光酵素免疫測定法により、慢性肝炎又は肝硬変の患者 (疑われる患者を含む。) に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。
 - イ 本検査と「36」のプロコラーゲン-Ⅲ-ペプチド (P-Ⅲ-P) 若しくはⅣ型コラーゲン、「39」のⅣ型コラーゲン・7S、「42」のヒアルロン酸又は「50」のプロリルヒドロキシラーゼ (PH) を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 120: 「48」のリポ蛋白リパーゼ (LPL) は、高トリグリセライド血症及びLPL欠損症が疑われる場合の鑑別のために測定した場合のみ算定できる。また、ヘパリン負荷が行われた場合、投与したヘパリンは区分番号「D500」の薬剤として算定できるが、注射剤は算定できない。
- * 121: 「49」の肝細胞増殖因子 (HGF) はELISA法により、肝炎にて劇症化が疑われる場合又は劇症肝炎の経過観察に用いた場合のみ算定する。
- * 122: 「50」のCKアイソフォームは、免疫阻害法により実施し、同時に測定される「1」のクレアチナーゼ (CK) の費用は別に算定できない。また、当該検査を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- * 123: 「50」のプロリルヒドロキシラーゼ (PH) 及び「51」の α -フェト蛋白 (AFP) 定性 (腔分泌液) を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- * 124: 「51」の2,5-オリゴアデニル酸合成酵素活性は、ウイルス血症を伴う慢性活動性肝炎患者のインターフェロン製剤の投与量及び治療効果の判定に用いた場合に算定する。
- * 125: 「51」の α -フェト蛋白 (AFP) 定性 (腔分泌液) は色素免疫測定法により、破水の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の者を対象として実施した場合に算定する。
- * 126: 「55」のプロカルシトニン (PCT) 定量又は「55」のプロカルシトニン (PCT) 半定量は、敗血症 (細菌性) を疑う患者を対象として測定した場合に算定できる。ただし、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「45」のエンドトキシンを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

- * 158: 「1」の尿中BTAは、膀胱癌であると既に確定診断がされた患者に対して、膀胱癌再発の診断のために行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「イ」を算定する。
- * 159: 「6」の前立腺特異抗原 (PSA) は、診察、腫瘍マーカー以外の検査、画像診断等の結果から、前立腺癌の患者であることを強く疑われる者に対して検査を行った場合に、前立腺癌の診断の確定又は転帰の決定までの間に原則として、1回を限度として算定する。ただし、前立腺特異抗原 (PSA) の検査結果が4.0ng/mL以上であって前立腺癌の確定診断がつかない場合においては、3月に1回に限り、3回を上限として算定できる。なお、当該検査を2回以上算定するに当たっては、検査値を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- * 160: 「9」のCA50を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- * 161: 核マトリックスプロテイン22 (NMP22) 定性 (尿) 又は定量 (尿)
 - ア 「11」の核マトリックスプロテイン22 (NMP22) 定量 (尿) 及び「11」の核マトリックスプロテイン22 (NMP22) 定性 (尿) は、区分番号「D002」尿沈渣 (鏡検法) により赤血球が認められ、尿路上皮癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。
 - イ 「11」の核マトリックスプロテイン22 (NMP22) 定量 (尿) 及び「11」の核マトリックスプロテイン22 (NMP22) 定性 (尿) については、尿路上皮癌の診断が確定した後に行った場合であっても、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料は算定できない。
- * 162: 「11」の核マトリックスプロテイン22 (NMP22) 定量 (尿) 又は「11」の核マトリックスプロテイン22 (NMP22) 定性 (尿) 及び「12」のサイトケラチン8・18 (尿) を同時に実施した場合は、いずれか一方の所定点数を算定する。
- * 163: 「10」のCA125、「20」のCA602、「22」のCA130のうち2項目又は3項目を併せて測定した場合は、主たるもの1つに限り算定する。
- * 164: 上記*157にかかわらず、*163に掲げる項目について、1つを区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の項目とし、他の1又は2つの検査を腫瘍マーカーの項目として算定することはできず、いずれか一方のみ算定する。
- * 165: サイトケラチン8・18 (尿)
 - ア 「12」のサイトケラチン8・18 (尿) は、区分番号「D002」尿沈渣 (鏡検法) により赤血球が認められ、尿路上皮癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。
 - イ 「12」のサイトケラチン8・18 (尿) は、尿路上皮癌の診断が確定した後に行った場合であっても、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料は算定できない。
- * 166: 「13」の遊離型PSA比 (PSAF/T比) は、診察及び他の検査 (前立腺特異抗原 (PSA) 等) の結果から前立腺癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。
- * 167: 「14」の抗p53抗体は、食道癌、大腸癌又は乳癌が強く疑われる患者に対して行った場合に1回に限り算定できる。
- * 168: 「16」のI型コラーゲン-C-テロペプチド (ICTP)、区分番号「D008」内分泌学的検査の「23」のI型コラーゲン架橋N-テロペプチド (NTX) 又は同区分「35」のデオキシピリジリン (DPD) (尿) は、乳癌、肺癌又は前立腺癌であると既に確定診断された患者について骨転移の診断のために当該検査を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。
- * 169: 「16」のI型プロコラーゲン-C-プロペプチド (PICP) は、前立腺癌であると既に確定診断された患者に対して、骨転移の診断のために当該検査を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。また、当該検査を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- * 170: シアールLe^x抗原 (CSLEX)
 - ア 「16」のシアールLe^x抗原 (CSLEX) は、診察及び他の検査の結果から乳癌の患者であることが強く疑われる者に対して検査を行った場合に算定する。
 - イ シアールLe^x抗原 (CSLEX) と「4」のCA15-3を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 171: 「16」のSPIを実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- * 172: 「17」のサイトケラチン19フラグメント (シフラ) は、悪性腫瘍であることが既に確定診断された患者については、小細胞癌を除く肺癌の場合に限り、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定できる。
- * 173: 「18」のガストリン放出ペプチド前駆体 (ProGRP) を「7」の神経特異エノラーゼ (NSE) と併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。
- * 174: 「19」の痛関連ガラクトース転移酵素 (GAT) は、内臓性嚢胞を有する患者又は内臓性嚢胞が疑われる患者について、卵巣癌が疑われる場合のみ算定できる。
- * 175: 遊離型フコース (尿)
 - ア 「20」の遊離型フコース (尿) は酵素化学的測定法による。
 - イ 「20」の遊離型フコース (尿)、「2」の癌胎児性抗原 (CEA)、「4」のDUPAN-2のうち2項目又は3項目を併せて測定した場合は、主たるもの1つに限り算定する。
 - ウ 「20」の遊離型フコース (尿) を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- * 176: 「20」の α -フェトプロテインレクチン分画 (AFP-L3%) は、電気泳動法及び抗体親和性転写法又はLBA法による。
- * 177: 「22」のCA130及び「23」の胎腫胎児性抗原 (POA) を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- * 178: 「22」のヒト絨毛性ゴナドトロピン β 分画コアフラグメント (HCG β -CF) (尿) は、診察及び他の検査の結果から、子宮頸癌、子宮体癌又は卵巣癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に算定する。また、当該検査を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- * 179: 可溶性メソテリン関連ペプチド
 - ア 「23」の可溶性メソテリン関連ペプチドは、悪性中皮腫の診断の補助又は悪性中皮腫であると既に確定診断された患者に対して治療効果の判定若しくは経過観察を目的として実施した場合に算定する。
 - イ 本検査を悪性中皮腫の診断の補助を目的として実施する場合は、以下のいずれかに該当する患者に対して使用した場合に限り算定する。この場合、本検査が必要である理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
 - (イ) 石綿曝露歴があり、胸水、腹水等の貯留が認められる患者
 - (ロ) 体腔液細胞診で悪性中皮腫が疑われる患者
 - (ハ) 画像診断で胸膜腫瘍、腹膜腫瘍等の漿膜腫瘍が認められる患者
 - ウ 本検査を悪性中皮腫の治療効果の判定又は経過観察を目的として実施する場合は、悪性中皮腫であると既に確定診断された患者に対して、本検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。
- * 180: 「24」の癌胎児性抗原 (CEA) 定性 (乳頭分泌液) 又は同半定量 (乳頭分泌液) は、乳頭異常分泌患者に対して非腫瘍性乳癌を強く疑って、乳頭分泌液中の癌胎児性抗原 (CEA) を測定した場合に算定する。
- * 181: HER2蛋白 (乳頭分泌液)
 - ア 「25」のHER2蛋白 (乳頭分泌液) は、乳頭異常分泌患者に対して非腫瘍性乳癌を強く疑って、EIA法により、乳頭分泌液中のHER2蛋白を測定した場合に限り算定する。
 - イ 「25」のHER2蛋白 (乳頭分泌液) に併せて「24」の癌胎児性抗原 (CEA) 定性 (乳頭分泌液) 又は半定量 (乳頭分泌液) を測定した場合は、主たるもののみ算定する。
 - ウ 「25」のHER2蛋白 (乳頭分泌液) を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- * 182: 「25」のHER2蛋白は、悪性腫瘍が既に確定診断され、かつ、HER2蛋白過剰発現が認められている患者又は他の測定法により、HER2蛋白過剰発現の有無が確認されていない再発癌患者に対して、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。
- * 183: 「26」の可溶性インターロイキン-2レセプター (sIL-2R) は、非ホジキンリンパ腫、ATLの診断の目的で測定した場合に算定できる。また、非ホジキンリンパ腫又はATLであることが既に確定診断された患者に対して、経過観察のために測定した場合は、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」により算定する。
- * 184: 「注2」に係る規定は、本区分に掲げる血液を検体とする検査と「20」の遊離型フコース (尿)、「22」のヒト絨毛性ゴナドトロピン β 分画コアフラグメント (HCG β -CF) (尿)、「24」の癌胎児性抗原 (CEA) 定性 (乳頭分泌液)、同半定量 (乳頭分泌液) 又は「25」のHER2蛋白 (乳頭分泌液) を同一日に行った場合にも、適用する。
- * 185: フェニール・アラニン又はヒスチジンを服用させ血清又は尿中のフェニール・アラニン又はヒスチジンの定量検査を行った場合は、それぞれ1回の測定につき「5」により算定し、使用した薬剤は、区分番号「D500」薬剤により算定する。
- * 186: 「3」のチロシンは、酵素法による。
- * 187: 「4」の総分岐鎖アミノ酸/チロシンモル比 (BTR) は、酵素法による。
- * 188: 「8」の先天性代謝異常症検査は、臨床症状・検査所見・家族歴等から先天性有機酸代謝異常症等が強く疑われた患者に対し、ガスクロマトグラフィー・マススペクトロメリー等を用いた有機酸及び脂肪酸等の分析、タンデムマスを用いた血中カルニチン分析又はムコ多糖体分画の定量検査等により、疾患の診断又は経過観察を行った場合に算定する。
- * 189: 「4」のRh (その他の因子) 血液型については、同一検体による検査の場合は因子の種類及び数にかかわらず、所定点数を算定する。
- * 190: 「3」の不規則抗体は、輸血歴又は妊娠歴のある患者に対し、第2章第10部手術第7款の各区分に掲げる胸部手術、同部第8款の各区分に掲げる心・脈管手術、同部第9款の各区分に掲げる腹部手術又は区分番号「K877」子宮全摘術、「K879」子宮悪性腫瘍手術、「K889」子宮付属器悪性腫瘍手術 (両側)、「K898」帝王切開術又は「K912」子宮外妊娠手術が行われた場合に、手術の当日に算定する。また、手術に際して輸血が行われた場合は、本検査又は区分番号「K920」輸血の「注6」に定める不規則抗体検査加算のいずれかを算定する。この場合、診療報酬明細書の摘要欄に輸血歴又は妊娠歴がある旨を記載する。
- * 191: 「6」の血小板関連IgG (PA-IgG) は、特発性血小板減少性紫斑病の診断又は経過判定の目的で行った場合に算定する。
- * 192: 血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG、IgM及びIgA抗体)、血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG抗体)
 - ア 「9」の血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG、IgM及びIgA抗体) 及び血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG抗体) はヘパリン起因性血小板減少症の診断を目的として行った場合に算定する。
 - イ 一連の検査で、「9」の血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG、IgM及びIgA抗体) 及び血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG抗体) を測定した場合は、主たるもののみを算定する。
- * 193: 「1」及び「5」における梅毒血清反応 (STS) 定性、梅毒血清反応 (STS) 半定量及び梅毒血清反応 (STS) 定量は、従来の梅毒沈降反応 (ガラス板法、VDRL法、RPR法、凝集法等) をいひ、梅毒血清反応 (STS) 定性、梅毒血清反応 (STS) 半定量及び梅毒血清反応 (STS) 定量とともに梅毒沈降反応を併せて2種類以上ずつ行った場合でも、それぞれ主たるもののみ算定する。
- * 194: 「4」のマイコプラズマ抗体定性、マイコプラズマ抗体半定量、「26」のマイコプラズマ抗原定性 (免疫クロマト法) 又は「30」のマイコプラズマ抗原定性 (FA法) を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

- * 195: 「5」の連鎖球菌多糖体抗体 (ASP) 半定量、「16」の抗デオキシリボスクレアゼB (ADNaseB) 半定量及び「46」のボレリア・ブルグドルフェリ抗体を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- * 196: 「7」の迅速ウレアーゼ試験定性を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」(平成12年10月31日保険発第180号)に即して行うこと。
- * 197: 「7」のアデノウイルス抗原定性(糞便)と「8」のロタウイルス抗原定性(糞便)又は定量(糞便)を同時に行った場合は、主たる検査のみ算定する。
- * 198: ヘリコバクター・ピロリ抗体定性・半定量
 - ア 「9」のヘリコバクター・ピロリ抗体定性・半定量は、LA法、免疫クロマト法、金コロイド免疫測定法又はEIA法(簡易法)により実施した場合に算定する。
 - イ 当該検査を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」(平成12年10月31日保険発第180号)に即して行うこと。
- * 199: ウイルス抗体価(定性・半定量・定量)
 - ア 「11」のウイルス抗体価(定性・半定量・定量)は、治療上必要な場合に行うものとし、次に掲げるものを当該検査の対象とする。
 - (イ) アデノウイルス
 - (ロ) コクサッキーウイルス
 - (ハ) サイトメガロウイルス
 - (ニ) EBウイルス
 - (ホ) エコーウイルス
 - (ヘ) ヘルペスウイルス
 - (ト) インフルエンザウイルスA型
 - (チ) インフルエンザウイルスB型
 - (リ) ムンプスウイルス
 - (ス) パラインフルエンザウイルスI型
 - (ル) パラインフルエンザウイルスII型
 - (ヲ) パラインフルエンザウイルスIII型
 - (ワ) ポリオウイルスI型
 - (カ) ポリオウイルスII型
 - (コ) ポリオウイルスIII型
 - (タ) RSウイルス
 - (レ) 風疹ウイルス
 - (ソ) 麻疹ウイルス
 - (ツ) 日本脳炎ウイルス
 - (ネ) オーム病クラミジア
 - (ナ) 水痘・帯状疱疹ウイルス
 - イ ウイルス抗体価(定性・半定量・定量)に当たって、同一検体について同一ウイルスに対する複数の測定方法を行った場合であっても、所定点数のみを算定する。
- * 200: 「12」のヘリコバクター・ピロリ抗体を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」(平成12年10月31日保険発第180号)に即して行うこと。
- * 201: 「13」のHTLV-I抗体定性又は半定量は、粒子凝集法により実施した場合に算定する。
- * 202: 「17」の抗酸菌抗体定量又は「17」の抗酸菌抗体定性は、金コロイド免疫測定法又はEIA法により実施した場合に算定する。
- * 203: 診療録等から非加熱血液凝固因子製剤の投与歴が明らかな者及び診療録等が確認できないため血液凝固因子製剤の投与歴は不明であるが、昭和53年から昭和63年の間に入院し、かつ、次のいずれかに該当する者に対して、「17」のHIV-1抗体、「18」のHIV-1.2抗体定性、同半定量、「19」のHIV-1.2抗体定量、又は「18」のHIV-1.2抗原・抗体同時測定定性若しくは同定量を実施した場合は、HIV感染症を疑わせる自覚症状の有無に関わらず所定点数を算定する。ただし、保険医療機関において採血した検体の検査を保健所に委託した場合は、算定しない。
 - ア 新生児出血症(新生児メレナ、ビタミンK欠乏症等)等の病気で「血が止まりにくい」との指摘を受けた者
 - イ 肝硬変や劇症肝炎で入院し、出血の著しかった者
 - ウ 食道静脈瘤の破裂、消化器系疾患により大量の吐血があった者
 - エ 大量に出血するような手術を受けた者(出産時の大量出血も含む。)なお、間質性肺炎等後天性免疫不全症候群の疾病と鑑別が難しい疾病が認められる場合やHIVの感染に関連しやすい性感染症が認められる場合、既往がある場合又は疑われる場合でHIV感染症を疑う場合は、本検査を算定できる。
- * 204: HIV-1抗体及びHIV-1.2抗体定性、同半定量又は同定量、HIV-1.2抗原・抗体同時測定定性又は同定量
 - ア 区分番号「K920」輸血(「4」の自己血輸血を除く。以下この項において同じ。)を算定した患者又は血漿成分製剤(新鮮液状血漿、新鮮凍結人血漿等)の輸注を行った患者に対して、一連として行われた当該輸血又は輸注の最終日から起算して、概ね2か月後に「17」のHIV-1抗体、「18」のHIV-1.2抗体定性、同半定量、「19」のHIV-1.2抗体定量、又は「18」のHIV-1.2抗原・抗体同時測定定性若しくは同定量の測定が行われた場合は、HIV感染症を疑わせる自覚症状の有無に関わらず、当該輸血又は輸注につき1回に限り、所定点数を算定できる。
 - イ 他の保険医療機関において輸血料の算定又は血漿成分製剤の輸注を行った場合であってもアと同様とする。
 - ウ ア又はイの場合においては、診療報酬明細書の摘要欄に当該輸血又は輸注が行われた最終日を記載する。
- * 205: 「18」のHIV-1.2抗体定性、同半定量、及び「19」のHIV-1.2抗体定量は、LA法、EIA法、PA法又は免疫クロマト法による。
- * 206: 「20」のA群β溶連菌迅速試験定性と区分番号「D018」細菌培養同定検査を同時に実施した場合は、A群β溶連菌迅速試験定性の所定点数のみを算定する。この場合において、A群β溶連菌迅速試験定性の結果が陰性のため、引き続き細菌培養同定検査を実施した場合であっても、A群β溶連菌迅速試験定性の所定点数のみ算定する。
- * 207: ノイラミナーゼ定性
 - ア 「21」のノイラミナーゼ定性は酵素反応法により、インフルエンザウイルス感染の診断を目的として発症後48時間以内に実施した場合に限り算定する。
 - イ 本検査と「11」のウイルス抗体価(定性・半定量・定量)のインフルエンザウイルスA型若しくはインフルエンザウイルスB型又は「25」のインフルエンザウイルス抗原定性を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
 - ウ 当該検査を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- * 208: 「22」のカンジダ抗原定性、半定量又は定量は、カンジダ血症又はカンジダ肺炎の診断の目的で行った場合に算定する。
- * 209: ヘリコバクター・ピロリ抗原定性
 - ア 「24」のヘリコバクター・ピロリ抗原定性は、EIA法又は免疫クロマト法により測定した場合に限り算定できる。
 - イ 当該検査を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」(平成12年10月31日保険発第180号)に即して行うこと。
- * 210: 「24」のRSウイルス抗原定性は、以下のいずれかに該当する患者について、当該ウイルス感染症が疑われる場合に適用する。
 - ア 入院中の患者
 - イ 1歳未満の乳児
 - ウ パリビズマブ製剤の適応となる患者
- * 211: インフルエンザウイルス抗原定性
 - ア 「25」のインフルエンザウイルス抗原定性は、発症後48時間以内に実施した場合に限り算定することができる。
 - イ 本検査と「11」のウイルス抗体価(定性・半定量・定量)のインフルエンザウイルスA型若しくはインフルエンザウイルスB型又は「21」のノイラミナーゼ定性を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
 - ウ 本検査は光学的抗原抗体反応(OIA法)により実施した場合にも算定できる。
- * 212: 「26」のインフルエンザ菌(無莢膜型)抗原定性は、ELISA法により、インフルエンザ菌感染が疑われる中耳炎又は副鼻腔炎患者に対して、インフルエンザ菌(無莢膜型)感染の診断の目的で実施した場合に算定する。
- * 213: 「26」のマイコプラズマ抗原定性(免疫クロマト法)、「4」のマイコプラズマ抗体定性、若しくはマイコプラズマ抗体半定量又は「30」のマイコプラズマ抗原定性(FA法)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 214: ヒトメタニューモウイルス抗原定性
 - ア 「26」のヒトメタニューモウイルス抗原定性と「11」のウイルス抗体価(定性・半定量・定量)のインフルエンザウイルスA型若しくはインフルエンザウイルスB型、若しくは「21」のノイラミナーゼ定性、若しくは「25」のインフルエンザウイルス抗原定性又は本区分「24」のRSウイルス抗原定性のうち3項目を併せて実施した場合には、主たるもの2つに限り算定する。ただし、本区分「11」のウイルス抗体価(定性・半定量・定量)のインフルエンザウイルスA型若しくはインフルエンザウイルスB型、「21」のノイラミナーゼ定性又は「25」のインフルエンザウイルス抗原定性を併せて実施した場合は1項目として数える。
 - イ 本検査は、当該ウイルス感染症が疑われる6歳未満の患者であって、画像診断により肺炎が強く疑われる患者を対象として測定した場合に算定する。
- * 215: 「26」のノロウイルス抗原定性は、以下のいずれかに該当する患者について、当該ウイルス感染症が疑われる場合に算定する。
 - ア 3歳未満の患者
 - イ 65歳以上の患者
 - ウ 悪性腫瘍の診断が確定している患者
 - エ 臓器移植後の患者
 - オ 抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤、又は免疫抑制効果のある薬剤を投与中の患者
- * 216: 「27」のD-アラビニトールは、カンジダ血症又はカンジダ肺炎の診断の目的で行った場合に算定する。
- * 217: 「27」のクラミドフィラ・ニューモニエIgM抗体を、「9」のクラミドフィラ・ニューモニエIgG抗体又は「10」のクラミドフィラ・ニューモニエIgA抗体を併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。
- * 218: 「28」のクラミジア・トラコマチス抗原定性は、泌尿器、生殖器、結膜又は鼻咽腔内からの検体によるものであり、本検査に係る検体採取料は所定点数に含まれる。
- * 219: 「28」のクラミジア・トラコマチス抗原定性について、結膜又は鼻咽腔内からの検体による場合は、封入体結膜炎若しくはトラコマ又は乳児クラミジア・トラコマチス肺炎の診断のために実施した場合に算定できる。
- * 220: 「29」のアスペルギルス抗原はLA法又はELISA法により、侵襲性肺アスペルギルス症の診断のために実施した場合にのみ算定できる。
- * 221: 「30」の大腸菌O157抗原定性、「31」の大腸菌O157抗体定性及び区分番号「D018」細菌培養同定検査の「2」消化管からの検体によるものうちいずれかを複数測定した場合は、主たるもののみ算定する。なお、「31」の大腸菌O157抗体定性はLA法による。
- * 222: 「30」のマイコプラズマ抗原定性(FA法)、「4」のマイコプラズマ抗体定性、マイコプラズマ抗体半定量又は「26」のマイコプラズマ抗原定性(免疫クロマト法)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 223: 「33」の淋菌抗原定性は、区分番号「D018」細菌培養同定検査を同時に実施した場合は、別に算定できない。
- * 224: 「33」の単純ヘルペスウイルス抗原定性は、ヘルペスウイルスの型別確認を行った場合に算定できる。
- * 225: 「33」の大腸菌血清型別は、区分番号「D018」細菌培養同定検査により大腸菌が確認された後、血清抗体法により大腸菌のO抗原又はH抗原の同定を行った場合に、使用した血清の数、菌種等に関わらず算定する。この場合において区分番号「D018」細菌培養同定検査の費用は別に算定できない。

- * 226: 肺炎球菌細胞壁抗原定性
 - ア 「35」の肺炎球菌細胞壁抗原定性は、次のいずれかの場合に算定する。
 - (イ) 喀痰又は上咽頭ぬぐいを検体として、イムノクロマト法により、肺炎又は下気道感染症の診断に用いた場合
 - (ロ) イムノクロマト法により、中耳炎及び副鼻腔炎の診断に用いた場合
 - イ 当該検査と「37」の肺炎球菌荚膜抗原定性(尿・髄液)を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。
- * 227: 「37」の肺炎球菌荚膜抗原定性(尿・髄液)は、免疫クロマト法により実施した場合に限り算定できる。
- * 228: 「37」のアニサキスIgG・IgA抗体は、腸アニサキス症、肉芽腫を伴う慢性胃アニサキス症又はアニサキス異所迷入例(肺アニサキス症等)における診断のために実施した場合のみ算定できる。
- * 229: 「37」のレプトスピラ抗体は、秋疫A、秋疫B、秋疫C、ワイル病、カニコラのそれぞれについて算定する。また、当該検査を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- * 230: 「37」の単純ヘルペスウイルス抗原定性(角膜)は、角膜ヘルペスが疑われる角膜上皮病変を認めた患者に対し、イムノクロマト法により行った場合に算定する。
- * 231: グロブリンクラス別クラミジア・トラコマチス抗体
 - ア 「36」のグロブリンクラス別クラミジア・トラコマチス抗体は、クラミジア・トラコマチス抗原検出不能又は検体採取の困難な疾患(骨盤内感染症、卵管炎、副睾丸炎、新生児・乳児肺炎等)の診断に際し、IgG抗体価又はIgA抗体価を測定した場合又は新生児・乳幼児肺炎の診断に際し、IgM抗体価を測定した場合に算定する。
 - イ IgG抗体価、IgA抗体価及びIgM抗体価のうち2項目以上を同時に測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 232: 「38」のツツガムシ抗体半定量又は「38」のツツガムシ抗体定性は、各株ごとに算定する。
- * 233: 「38」の(1→3)-β-D-グルカンは、発色合成基質法又は比濁時間分析法により、深在性真菌感染症が疑われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。なお、本検査を「22」のカンジダ抗原定性、同半定量、同定量、「27」のD-アラビニトール、「29」のアスペルギルス抗原、「34」のクリプトコックス抗原半定量又は「34」のクリプトコックス抗原定性と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 234: 「40」のサイトメガロウイルス抗体を「39」のグロブリンクラス別ウイルス抗体価と併せて行った場合は、主たるもののみを算定する。
- * 235: グロブリンクラス別ウイルス抗体価
 - ア 「39」のグロブリンクラス別ウイルス抗体価は、下記の項目のウイルスのIgG型ウイルス抗体価又はIgM型ウイルス抗体価を測定した場合に算定する。ただし、「(ト)」のヒトパルボウイルスB19は、紅斑が出現している妊婦について、このウイルスによる感染症が強く疑われ、IgM型ウイルス抗体価を測定した場合に算定する。
 - (イ) ヘルペスウイルス
 - (ロ) 風疹ウイルス
 - (ハ) サイトメガロウイルス
 - (ニ) EBウイルス
 - (ホ) 麻疹ウイルス
 - (ヘ) ムンプスウイルス
 - (ト) ヒトパルボウイルスB19
 - (チ) 水痘・帯状疱疹ウイルス
 - イ 同一ウイルスについてIgG型ウイルス抗体価及びIgM型ウイルス抗体価を測定した場合にあっては、いずれか一方の点数を算定する。
 - ウ 「11」のウイルス抗体価(定性・半定量・定量)と併せて測定した場合にあっては、いずれか一方の点数を算定する。
- * 236: 「42」のレジオネラ抗原定性(尿)は、症状や所見からレジオネラ症が疑われる患者に対して、ELISA法又は免疫クロマト法により実施した場合に限り1回を限度として算定する。
- * 237: デングウイルス抗原定性
 - ア 「43」のデングウイルス抗原定性は、国立感染症研究所が作成した「デング熱・チクングニア熱の診療ガイドライン」に基づきデング熱を疑う患者が、当該患者の集中治療に対応できる下記のいずれかに係る届出を行っている保険医療機関に入院を要する場合に限り算定できる。
 - (イ) 区分番号「A300」救命救急入院料「1」から「4」までのいずれか
 - (ロ) 区分番号「A301」特定集中治療室管理料「1」から「4」までのいずれか
 - (ハ) 区分番号「A301-2」ハイケアユニット入院医療管理料「1」又は「2」のいずれか
 - (ニ) 区分番号「A301-4」小児特定集中治療室管理料
 - イ 感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施された場合は算定できない。
- * 238: 「47」のHIV-1抗体(ウエスタンブロット法)又は「50」のHIV-2抗体(ウエスタンブロット法)は、スクリーニング検査としての「17」のHIV-1抗体、「18」のHIV-1,2抗体定性若しくは、同半定量、「19」のHIV-1,2抗体定量、又は「18」のHIV-1,2抗原・抗体同時測定定性若しくは同定量が陽性の場合の確認診断用の検査である。
- * 239: 「49」のダニ特異IgG抗体は、減感作療法実施中の患者の場合に、必要な限度において算定できる。また、当該検査を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- * 240: 「49」のWeil-Felix反応は、菌株ごとにそれぞれ所定点数を算定する。また、当該検査を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- * 241: 「51」のサイトメガロウイルスpp65抗原定性は免疫染色法により、臓器移植後若しくは造血幹細胞移植後の患者又はHIV感染者又は高度細胞性免疫不全の患者に対して行った場合のみ算定できる。ただし、高度細胞性免疫不全の患者については、当該検査が必要であった理由について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- * 242: 「52」のHTLV-I抗体(ウエスタンブロット法)は、「13」のHTLV-I抗体定性、半定量又は「32」のHTLV-I抗体によって陽性が確認された症例について、確定診断の目的で行われた場合のみ算定する。
- * 243: 「53」のHIV抗原は、HIV感染者の経過観察又はHIV感染ハイリスク群が急性感染症状を呈した場合の確定診断に際して測定した場合に算定する。
- * 244: 「54」の抗トリコスポロン・アサヒ抗体は、ELISA法により、夏型過敏性肺炎の鑑別診断を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患びまん性肺疾患調査研究班による「過敏性肺炎の診断の手引と診断基準」により、夏型過敏性肺炎が疑われる患者とする。
- * 245: 「1」のHBs抗原定性・半定量は、免疫クロマト法、赤血球凝集法、粒子凝集法、EIA法(簡易法)、金コロイド凝集法による。
- * 246: 「2」のHBs抗体半定量は、赤血球凝集法、粒子凝集法、EIA法(簡易法)、金コロイド凝集法による。
- * 247: 「5」のHCVコア蛋白は、EIA法又はIRMA法による。
- * 248: 「7」のHBe抗体半定量・定量と「8」のHBe-IgM抗体を同時に測定した場合は、一方の所定点数を算定する。
- * 249: 「8」のHA抗体とHA-IgM抗体を同時に測定した場合は、一方の所定点数のみを算定する。
- * 250: 「11」のHCV血清群別判定は、EIA法により、C型肝炎の診断が確定した患者に対して、C型肝炎の治療法の選択の目的で実施した場合に、患者1人につき1回に限り算定できる。
- * 251: 「12」のHBVコア関連抗原(HBcrAg)は、HBV感染の診断の補助及び治療効果の判定の目的で、血清又は血漿中のHBVコア関連抗原(HBcrAg)を測定した場合に1月に1回に限り算定する。なお、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「4」のHBV核酸定量を同時に測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 252: 「14」のHBVジェノタイプ判定は、B型肝炎の診断が確定した患者に対して、B型肝炎の治療法の選択の目的で実施した場合に、患者1人につき1回に限り算定できる。
- * 253: 「2」のリウマトイド因子(RF)定量、「7」のマトリックスメタロプロテイナーゼ-3(MMP-3)、「8」の抗ガラクトース欠損IgG抗体定性、同定量、「13」のC₁q結合免疫複合体、「18」のモノクローナルRF結合免疫複合体、「20」のIgG型リウマトイド因子及び「22」のC₃d結合免疫複合体のうち3項目以上を併せて実施した場合には、主たるもの2つに限り算定する。
- * 254: 「8」の抗ガラクトース欠損IgG抗体定性、同定量は、ECLIA法又はレクチン酵素免疫測定法による。なお、「2」のリウマトイド因子(RF)定量を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 255: 「10」の抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体を、「3」の抗甲状腺マイクログロブリン抗体半定量と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 256: 「14」の抗RNAポリメラーゼⅢ抗体は、びまん性強皮症の確定診断を目的として行った場合に、1回を限度として算定できる。また、その際陽性と認められた患者に関し、腎クリーゼのリスクが高い者については治療方針の決定を目的として行った場合に、また、腎クリーゼ発症後の者については病勢の指標として測定した場合に、それぞれ3月に1回を限度として算定できる。
- * 257: 「16」の抗セントロメア抗体定量又は「16」の抗セントロメア抗体定性は、原発性胆汁性肝硬変又は強皮症の診断又は治療方針の決定を目的に用いた場合のみ算定できる。
- * 258: 抗ARS抗体
 - ア 「17」の抗ARS抗体と「10」の抗Jo-1抗体定性、同半定量又は同定量を併せて実施した場合は主たるもののみ算定する。
 - イ 本検査と「9」から「14」までに掲げる検査を2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算定する。ただし、本検査と本区分「10」抗Jo-1抗体定性、同半定量又は同定量を併せて実施した場合は1項目として数える。
- * 259: 「22」のC₃d結合免疫複合体を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- * 260: 抗シトルリン化ペプチド抗体定性又は同定量
 - ア 「22」の抗シトルリン化ペプチド抗体定性又は同定量は、以下のいずれかの場合に算定できる。
 - (イ) 関節リウマチと確定診断できない者に対して診断の補助として検査を行った場合に、原則として1回を限度として算定できる。ただし、当該検査結果が陰性の場合においては、3月に1回に限り算定できる。なお、当該検査を2回以上算定するに当たっては、検査値を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。
 - (ロ) (イ)とは別に、関節リウマチに対する治療薬の選択のために行う場合においては、患者1人につき1回に限り算定する。
 - イ 「22」の抗シトルリン化ペプチド抗体定性、同定量、「7」のマトリックスメタロプロテイナーゼ-3(MMP-3)、「8」の抗ガラクトース欠損IgG抗体定性、同定量、「13」のC₁q結合免疫複合体、「18」のモノクローナルRF結合免疫複合体、「20」のIgG型リウマトイド因子及び「22」のC₃d結合免疫複合体のうち2項目以上を併せて実施した場合には、主たるもの1つに限り算定する。
- * 261: 抗LKM-1抗体
 - ア 「23」の抗LKM-1抗体は、ウイルス肝炎、アルコール性肝障害及び薬剤性肝障害のいずれでもないことが確認され、かつ、抗核抗体陰性の自己免疫性肝炎が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。
 - イ 本検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に抗核抗体陰性であることを記載すること。
- * 262: 「23」の抗カルジオリピンβ₂グロブリンI複合体抗体と「24」の抗カルジオリピン抗体とを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 263: 「24」の抗TSHレセプター抗体(TRAb)及び「31」の甲状腺刺激抗体(TSAb)を同時に行った場合は、いずれか一方のみ算定する。
- * 264: 「25」のIgG₂(TIA法によるもの)及び「33」のIgG₂(ネフェロメトリー法によるもの)は、原発性免疫不全等を疑う場合に算定する。これらを併せて実施した場合は、「25」のIgG₂(TIA法によるもの)により算定する。なお、算定に当たっては、その理由及び医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

- * 265: 抗デスマグレイン3抗体
ア [26]の抗デスマグレイン3抗体は、ELISA法又はCLEIA法により、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。
イ 尋常性天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、本検査と「30」の抗デスマグレイン1抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 266: 「26」の抗BP180-NC16a抗体は、ELISA法又はCLEIA法により、水疱性類天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。
- * 267: 「28」のループアンチコアグラント定量及び「28」のループアンチコアグラント定性は、希釈ラッセル蛇毒試験法又はリン脂質中和法により、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として行った場合に限り算定する。
- * 268: 「27」の抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体 (MPO-ANCA) は、ELISA法又はCLEIA法により、急速進行性糸球体腎炎の診断又は経過観察のために測定した場合に算定する。
- * 269: 「28」の抗糸球体基底膜抗体 (抗GBM抗体) は、抗糸球体基底膜抗体腎炎及びグッドパスチャー症候群の診断又は治療方針の決定を目的として行った場合に限り算定する。
- * 270: 抗デスマグレイン1抗体
ア [30]の抗デスマグレイン1抗体は、ELISA法又はCLEIA法により、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。
イ 落葉状天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、本検査と「26」の抗デスマグレイン3抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 271: 「32」のIgG₄は、ネフェロメトリー法又はTIA法による。
- * 272: 「34」の抗GM1IgG抗体は、ELISA法により、進行性筋力低下又は深部腱反射低下等のギラン・バレー症候群が疑われる所見が見られる場合において、診断時に1回に限り算定でき、経過観察時は算定できない。
- * 273: 「34」の抗GQ1bIgG抗体は、ELISA法により、眼筋麻痺又は小脳性運動失調等のフィッシャー症候群が疑われる場合において、診断時に1回に限り算定でき、経過観察時は算定できない。
- * 274: 抗アセチルコリンレセプター抗体 (抗AChR抗体)
ア [35]の抗アセチルコリンレセプター抗体 (抗AChR抗体) は、重症筋無力症の診断又は診断後の経過観察の目的で行った場合に算定できる。
イ 本検査と「37」の抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 275: 「36」の抗グルタミン酸レセプター抗体は、ラスマッセン脳炎、小児の慢性進行性持続性部分てんかん又はオプソクローヌス・ミオクローヌス症候群の診断の補助として行った場合に、月1回を限度として算定できる。
- * 276: 「37」の抗アクアポリン4抗体は、ELISA法により視神経髄膜炎の診断 (治療効果判定を除く。)を目的として測定した場合に算定できる。なお、当該検査の結果は陰性であったが、臨床症状・検査所見等の変化を踏まえ、視神経髄膜炎が強く疑われる患者に対して、疾患の診断を行う必要があり、当該検査を再度実施した場合においても算定できる。ただし、この場合、前回の検査実施日及びその結果並びに検査を再度実施する医学的な必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- * 277: 抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体
ア [37]の抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体は、RIA法により重症筋無力症の診断 (治療効果判定を除く。)を目的として測定した場合に算定できる。
イ 本検査と区分番号「D014」自己抗体検査の「35」抗アセチルコリンレセプター抗体 (抗AChR抗体) を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 278: 「4」の免疫グロブリンは、IgG、IgA、IgM及びIgDを測定した場合に、それぞれ所定点数を算定する。
- * 279: 「6」の血清アミロイドA蛋白 (SAA) を「1」のC反応性蛋白 (CRP) 定性又は「1」のC反応性蛋白 (CRP) と併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 280: 「7」のトランスフェリン (Tf)、「8」のC₃及び「8」のC₄は、SRID法等による。
- * 281: 「15」のアレルゲン刺激性遊離ヒスタミン (HRT) は細胞反応測定法により実施され、「11」の特異的IgE半定量・定量と同時に行った場合であっても、特異抗原の種類ごとに所定点数を算定し、特異的IgE半定量・定量を併せて1,430点を限度として算定する。
- * 282: 「17」のAPRスコア定性は、 α_1 -酸性糖蛋白、ハプトグロビン及びC反応性蛋白 (CRP) 定性の3つを測定した場合に算定する。
- * 283: 「18」のアトピー鑑別試験定性は、12種類の吸入性アレルゲン (ヤケヒョウヒダニ、コナヒョウヒダニ、ネコ皮膚屑、イヌ皮膚屑、ギョウギシバ、カモガヤ、ブタクサ、ヨモギ、シラカンバ (属)、スギ、カンジダ、アルテルナリア) に対する特異的IgEを測定した場合に算定する。
- * 284: 「18」のTARCIは、血清中のTARC量を測定する場合に月1回を限度として算定できる。
- * 285: 「19」の産胎性フィブロネクチン定性 (頸管腔分泌液) は、破水の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の者を対象として測定した場合又は切迫早産の診断のために妊娠満22週以上満33週未満の者を対象として測定した場合のみ算定する。
- * 286: 「19」の産胎性フィブロネクチン定性 (頸管腔分泌液) 及び区分番号「D007」血液化学検査の「43」腔分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型 (IGFBP-1) 定性を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 287: 免疫電気泳動法によってIgA、IgM及びIgGを同時に測定した場合は、1回の検査として「21」の免疫電気泳動法により算定する。
- * 288: 免疫グロブリンL鎖 κ/λ 比
ア 「23」の免疫グロブリンL鎖 κ/λ 比はネフェロメトリー法により、高免疫グロブリン血症の鑑別のために測定した場合に算定できる。
イ 「23」の免疫グロブリンL鎖 κ/λ 比と「21」の免疫電気泳動法を同時に実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 289: 「25」の結核菌特異的インターフェロン- γ 産生能は、診察又は画像診断等により結核感染が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。
- * 290: 「4」の顆粒球スクリーニング検査は、白血球墨粒貪食試験、NBT還元能検査を、「2」の顆粒球機能検査は、化学遊走物質、細菌、光化学反応を用いた検査を、「2」のT細胞サブセット検査は、免疫不全の診断目的に行う検査をいい、いずれも検査方法にかかわらず、一連として算定する。
- * 291: 「5」の赤血球表面抗原検査は、発作性夜間血色素尿症 (PNH) の鑑別診断のために、2種類のモノクローナル抗体を用いた場合に算定できる。
- * 292: 「6」のリンパ球刺激試験 (LST) (一連につき) は、Con-A、PHA又は薬疹の被疑医薬品によるものである。
- * 293: 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査は、尿、糞便、喀痰、穿刺液、胃液、十二指腸液、胆汁、膿、眼分泌液、鼻腔液、咽喉液、口腔液、その他の滲出物等について細菌、原虫等の検査を行った場合に該当する。
- * 294: 染色の有無及び方法の如何にかかわらず、また、これら各種の方法を2以上用いた場合であっても、1回として算定する。
- * 295: 当該検査と区分番号「D002」の尿沈渣 (鏡検法) 又は区分番号「D002-2」の尿沈渣 (フローサイトメトリー法) を同日に併せて算定する場合は、当該検査に用いた検体の種類を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- * 296: 細菌培養同定検査
ア 細菌培養同定検査は、抗酸菌を除く一般細菌、真菌、原虫等を対象として培養を行い、同定検査を行うことを原則とする。
イ 同定検査を予定して培養したものであれば、菌が陰性の場合であっても「1」から「5」までの項により算定するが、あらかじめ培養により菌の有無のみを検索する場合は、検体の種類にかかわらず、「6」の簡易培養により算定する。
ウ 細菌培養同定検査は、検体ごとに「1」から「5」までの所定点数を算定できるが、同一検体を用いて簡易培養を併せて行った場合は、「6」の簡易培養は算定できない。
エ 症状等から同一起因菌によると判断される場合であって、当該起因菌を検索する目的で異なった部位から、又は同一部位の数か所から検体を採取した場合は、主たる部位又は1か所のみ所定点数を算定する。ただし、血液を2か所以上から採取した場合に限り、「3」の血液又は穿刺液を2回算定できる。この場合、「注」の加算は2回算定できる。
オ 各検体別の所定点数には、定量培養を行った場合を含む。
- * 297: 「3」における穿刺液とは、胸水、腹水、髄液及び関節液をいい、「5」の「その他の部位からの検体」とは、「1」から「4」までに掲げる部位に含まれない全ての部位からの検体をいい、例えば、皮下からの検体をいう。
- * 298: 簡易培養
ア 「6」の簡易培養は、Dip-Slide法、簡易培地等を用いて簡単な培養を行うものである。
イ ウロトレース、ウリグロックスペーパー等の尿中細菌検査用試験紙による検査は、区分番号「D000」尿中一般物質定性半定量検査に含まれるものであり、別に算定できない。
- * 299: 嫌気性培養のみを行った場合は、「1」から「6」までの所定点数のみ算定し「注」の加算は算定できない。
- * 300: 細菌薬剤感受性検査は、結果として菌が検出できず実施できなかった場合においては算定しない。
- * 301: 酵母様真菌薬剤感受性検査は、深在性真菌症 (カンジダ、クリプトコックスに限る。)であり、原因菌が分離できた患者に対して行った場合に限り算定する。
- * 302: 抗酸菌分離培養検査は、検体の採取部位が異なる場合であっても、同時に又は一連として検体を採取した場合は、1回のみ所定点数を算定する。
- * 303: 「1」の抗酸菌分離培養 (液体培地法) は、液体培地を用いて培養を行い、酸素感受性蛍光センサー、二酸化炭素センサー又は酸化還元呈色色素を用いて検出を行った場合に算定する。
- * 304: 「2」の抗酸菌分離培養 (それ以外のもの) は、*303に掲げるもの以外について算定する。
- * 305: 抗酸菌分離培養検査は、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。
- * 306: 抗酸菌同定は、検査方法、培地数にかかわらず、1回のみ所定点数を算定する。
- * 307: 抗酸菌薬剤感受性検査は、直接法、間接法等の方法及び培地数にかかわらず、感受性検査を行った薬剤が4種類以上の場合に限り算定する。
- * 308: 混合薬剤耐性検査においても、使われた薬剤が4種類以上の場合に限り算定する。
- * 309: クラミジア・トラコマチス核酸検出
ア 「2」のクラミジア・トラコマチス核酸検出と区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「28」のクラミジア・トラコマチス抗原定性を併用した場合は、主なもののみ算定する。
イ クラミジア・トラコマチス核酸検出は、PCR法、LCR法、核酸ハイブリダイゼーション法、ハイブリッドキャプチャー法、SDA法又はTMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法により、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体により実施した場合に限り算定できる。

* 310: 淋菌核酸検出

- ア 「2」の淋菌核酸検出、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「33」の淋菌抗原定性又は区分番号「D018」細菌培養同定検査（淋菌感染を疑って実施するもの）を併せて実施した場合は、主なもののみ算定する。
- イ 淋菌核酸検出は、DNAプローブ法、LCR法による増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、SDA法又はTMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法による。淋菌核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。ただし、男子尿を含み、女子尿を含まない。なお、SDA法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法又はTMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法においては咽頭からの検体も算定できる。

* 311: 「4」のHBV核酸定量は、分岐DNAプローブ法、TMA法又はPCR法による。

* 312: 淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出

- ア 「3」の淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、クラミジア・トラコマチス感染症若しくは淋菌感染症が疑われる患者又はクラミジア・トラコマチスと淋菌による重複感染が疑われる患者であって、臨床所見、問診又はその他の検査によっては感染因子の鑑別が困難なものに対して治療法選択のために実施した場合及びクラミジア・トラコマチスと淋菌の重複感染者に対して治療効果判定に実施した場合に算定できる。ただし、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「33」の淋菌抗原定性、同区分「28」のクラミジア・トラコマチス抗原定性、区分番号「D018」細菌培養同定検査（淋菌及びクラミジアによる感染を疑って実施するもの）、本区分「2」の淋菌核酸検出又はクラミジア・トラコマチス核酸検出を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- イ 「3」の淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法又はSDA法による。淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。ただし、男子尿は含み、女子尿は含まない。なお、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、SDA法又はPCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法においては咽頭からの検体も算定できる。

* 313: HCV核酸検出

- ア 「7」のHCV核酸検出はPCR法又はTMA法により、C型肝炎の治療方法の選択及び治療経過の観察に用いた場合にのみ算定できる。
- イ 治療方法の選択の場合においては、抗体陽性であり、かつ、「10」のHCV核酸定量で検出限界を下回る者について実施した場合に算定できるものとし、治療経過の観察の場合においては、本検査と「10」のHCV核酸定量を併せて実施した場合には、いずれか一方に限り算定する。

* 314: HPV核酸検出、HPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）

- ア 「7」のHPV核酸検出及びHPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）は、予め行われた細胞診の結果、ベセスダ分類上ASC-US（意義不明異型扁平上皮）と判定された患者に対して行った場合に限り算定できる。なお、細胞診と同時に実施した場合は算定できない。
- イ 「7」のHPV核酸検出とHPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）を併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。

* 315: 「8」のインフルエンザ核酸検出は、インフルエンザの感染が疑われる重症患者のみに算定し、その場合には、当該検査が必要な理由について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

* 316: 抗酸菌核酸同定

- ア 「8」の抗酸菌核酸同定は、マイクロプレート・ハイブリダイゼーション法によるものをいう。
- イ 当該検査は、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。

* 317: 「8」の結核菌群核酸検出は、核酸増幅と液相ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、LCR法による核酸増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法又はLAMP法による。なお、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。

* 318: マイコバクテリウム・アビウム及びイントラセラー（MAC）核酸検出

- ア 「9」のマイコバクテリウム・アビウム及びイントラセラー（MAC）核酸検出は、他の検査により結核菌が陰性であることが確認された場合のみに算定できる。
- イ 区分番号「D021」抗酸菌同定と併せて実施された場合にあっては、主なもののみ算定する。

* 319: HCV核酸定量

- ア 「10」のHCV核酸定量は、分岐DNAプローブ法又はPCR法により、急性C型肝炎の診断、C型肝炎の治療法の選択及び治療経過の観察に用いた場合にのみ算定できる。
- イ 治療経過の観察の場合において、「10」のHCV核酸定量及び「7」のHCV核酸検出を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

* 320: HBV核酸プレコア変異及びコアプロモーター変異検出

- ア 「10」のHBV核酸プレコア変異及びコアプロモーター変異検出は、下記「イ」又は「ウ」に掲げる患者に対し、PCR法により測定した場合に限り算定できる。
- イ B型急性肝炎患者に対しては、劇症肝炎が疑われる場合に限り、患者1人につき1回算定できる。
- ウ B型慢性肝炎患者に対しては、経過観察中にALT異常値などにより肝炎増悪が疑われ、かつ、抗ウイルス薬等のB型肝炎治療薬の投与対象患者の選択のために行われた場合に限り算定できる。なお、本検査実施以降は、区分番号「D013」肝炎ウイルス関連検査のうちB型肝炎に関する検査（ただし、抗ウイルス薬等のB型肝炎治療薬の治療効果判定に用いる検査を除く。）は、算定できない。

* 321: 「10」のブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出は、ED-PCR法又はPCR法により、血液培養により黄色ブドウ球菌が検出された患者を対象として測定した場合又は免疫不全状態であって、MRSA感染症が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。

* 322: SARSコロナウイルス核酸検出

- ア 「10」のSARSコロナウイルス核酸検出は、LAMP法により測定した場合に限り算定できる。
- イ 本検査は、糞便又は鼻腔咽頭拭い液からの検体により行うものである。
- ウ 本検査は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日健感発第0308001号）による臨床的特徴、届出基準によりSARS感染症の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に、診断の確定までの間に1回を限度として算定する。ただし、発症後10日以内に他疾患であるとの診断がつかない場合は、さらに1回に限り算定できる。

* 323: HTLV-1核酸検出

- 「10」のHTLV-1核酸検出は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「52」のHTLV-1抗体（ウエスタンブロット法）によって判定保留となった妊婦を対象として測定した場合にのみ算定する。本検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄にウエスタンブロット法による検査実施日及び判定保留である旨を記載すること。

* 324: HIV-1核酸定量

- ア 「11」のHIV-1核酸定量はPCR法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法により、HIV感染者の経過観察に用いた場合又は区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「17」HIV-1抗体、「18」のHIV-1.2抗体定性、同半定量、HIV-1、2抗原・抗体同時測定定性、同定量、又は「19」のHIV-1.2抗体定量が陽性の場合の確認診断に用いた場合にのみ算定する。
- イ 当該検査と区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「47」HIV-1抗体（ウエスタンブロット法）を併せて実施した場合は、それぞれを算定することができる。

* 325: 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出、結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出、結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出

- ア 「12」の結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出、結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出及び結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出は、同時に結核菌を検出した場合に限り算定する。
- イ 「12」の結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出、結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出及び結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出と「8」の結核菌群核酸検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。
- ウ 当該検査は、薬剤耐性結核菌感染が疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。

* 326: HPVジェノタイプ判定

- ア 「13」のHPVジェノタイプ判定は、あらかじめ行われた組織診断の結果、CIN1又はCIN2と判定された患者に対し、治療方針の決定を目的として、ハリスク型HPVのそれぞれの有無を確認した場合に算定する。
- イ 当該検査は、「7」のHPV核酸検出の施設基準を届け出ている保険医療機関のみ算定できる。
- ウ 当該検査を算定するに当たっては、あらかじめ行われた組織診断の結果及び組織診断の実施日、及び当該検査によって選択した治療法を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。
- エ 同一の患者について、当該検査を2回目以降行う場合は、当該検査の前回実施日、及び前回選択した治療（その後通常の検診となった場合はその旨）を上記に併せて記載すること。

* 327: 「14」のHIVジェノタイプ薬剤耐性は、抗HIV治療の選択及び再選択の目的で行った場合に、3月に1回を限度として算定できる。

* 328: 「4」の単純疱疹ウイルス・水痘帯状疱疹ウイルス核酸定量は、免疫不全状態であって、単純疱疹ウイルス感染症又は水痘帯状疱疹ウイルス感染症が強く疑われる患者を対象としてリアルタイムPCR法により測定した場合に、一連として1回のみ算定できる。

* 329: 黄色ブドウ球菌ベニシリン結合蛋白2'（PBP2'）定性

- ア 「1」の黄色ブドウ球菌ベニシリン結合蛋白2'（PBP2'）定性は、LA法により実施した場合に算定する。
- イ 当該検査は、血液培養により黄色ブドウ球菌が検出された患者を対象として測定した場合又は免疫不全状態であって、MRSA感染症が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。
- ウ 当該検査と区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「10」ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

* 330: 「2」の尿素呼吸試験（UBT）を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」（平成12年10月31日保険発第180号）に即して行うこと。

* 331: 「3」の腸炎ピロリ耐熱性溶血毒（TDH）定性は、ELISA法によるものであり、区分番号「D018」細菌培養同定検査によって、腸炎ピロリ菌が確認された場合にのみ算定できる。また、当該検査を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

* 332: 大腸菌ペロトキシン定性

- ア 「4」の大腸菌ペロトキシン定性は、大腸菌の抗原定性の結果より病原性大腸菌が疑われる患者に対して行った場合に算定する。
- イ 「4」の大腸菌ペロトキシン定性のうち、細菌培養を行うことなく糞便から直接検出する方法であってELISA法によるものについては、臨床症状や流行状況から腸管出血性大腸菌感染症が強く疑われる場合に限り、大腸菌の抗原定性を踏まえることなく行った場合にも算定できる。

* 333: 従前、細菌動物検査、妊娠動物検査、トキソプラズマ症におけるマウス使用検査等動物を用いて行う検査として認められていたものについては、本区分により算定する。

* 334: 基本的検体検査実施料は、特定機能病院である保険医療機関の入院医療において通常行われる基本的な検査について、請求の簡素化の観点から包括化して入院日数に応じた請求方法を導入したものである。

- * 335: 基本的検体検査実施料に含まれない検査を行った場合は、別途当該検査に係る所定点数を算定でき、当該検査が基本的検体検査判断料の対象に含まれないものであるときは、当該検査に係る検体検査判断料も併せて別途算定できる。
- * 336: 入院日数については、入院の都度当該入院の初日から起算し、また、退院日も算定対象とする。
- * 337: 外泊期間中は、入院日数に含まれない。
- * 338: 療養病棟、結核病棟若しくは精神病棟に入院している患者及び第1章第2部第2節に規定するHIV感染者療養環境特別加算、二類感染症患者療養環境特別加算若しくは重症者等療養環境特別加算又は同部第3節に規定する特定入院料を算定している患者については、基本的検体検査実施料は別に算定しないが、入院日数は入院の初日から数える。
- * 339: 1月を通じて、基本的検体検査実施料に包括されている検査項目のいずれも行われなかった場合は、当該月は本実施料は請求できない。
- * 340: 検体検査については、実施した検査に係る検体検査実施料及び当該検査が属する区分（尿・糞便等検査判断料から微生物学的検査判断料までの6区分）に係る検体検査判断料を合算した点数を算定する。
- * 341: 各区分の検体検査判断料については、その区分に属する検体検査の種類及び回数にかかわらず、月1回に限り、初回検査の実施日に算定する。
- * 342: 実施した検査が属する区分が2以上にわたる場合は、該当する区分の判断料を合算した点数を算定できる。
- * 343: 同一月内において、同一患者に対して、入院及び外来の両方又は入院中に複数の診療科において検体検査を実施した場合においても、同一区分の判断料は、入院・外来又は診療科の別にかかわらず、月1回に限る。
- * 344: 上記の規定にかかわらず、区分番号「D000」尿中一般物質定性半定量検査を実施した場合は、当該検査に係る検体検査判断料は算定しない。区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「15」の慢性維持透析患者外来医学管理料又は区分番号「D025」基本的検体検査実施料を算定した月と同一月に検体検査を行った場合は、それぞれの区分に包括されている検体検査に係る判断料は別に算定できない。
- * 345: 注3に規定する検体検査管理加算（I）は入院中の患者及び入院中の患者以外の患者に対し、検体検査管理加算（II）、検体検査管理加算（III）及び検体検査管理加算（IV）は入院中の患者に対して、検体検査を実施し検体検査判断料のいずれかを算定した場合に、患者1人につき月1回に限り加算するものであり、検体検査判断料を算定しない場合に本加算は算定できない。また、区分番号「D027」基本的検体検査判断料の注2に掲げる加算を算定した場合には、本加算は算定できない。
- * 346: 入院中の患者について注3に規定する検体検査管理加算（II）、検体検査管理加算（III）又は検体検査管理加算（IV）を算定している保険医療機関であっても、入院中の患者以外の患者について検体検査管理加算（I）を算定することができる。
- * 347: 注5に規定する遺伝カウンセリング加算は、臨床遺伝学に関する十分な知識を有する医師が、区分番号「D006-4」遺伝学的検査を実施し、患者又はその家族に対し当該検査の結果に基づいて療養上の指導を行った場合に算定する。なお、遺伝カウンセリングの実施に当たっては、厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」（平成16年12月）及び関係学会による「医療における遺伝学的検査・診断に関するガイドライン」（平成23年2月）を遵守すること。
- * 348: 注6に規定する骨髄像診断加算は、血液疾患に関する専門の知識及び少なくとも5年以上の経験を有する医師が、当該保険医療機関内で採取された骨髄液に係る検査結果の報告書を作成した場合に、月1回に限り算定する。
- * 349: 注7に規定する免疫電気泳動法診断加算は、免疫電気泳動法の判定について少なくとも5年以上の経験を有する医師が、当該保険医療機関内で作製された免疫電気泳動像を判定し、M蛋白血症等の診断に係る検査結果の報告書を作成した場合に算定する。
- * 350: 基本的検体検査判断料は、特定機能病院である保険医療機関の入院医療において通常行われる基本的な検査について、請求の簡素化の観点から、月1回の包括的な判断料を設定したものである。
- * 351: 基本的検体検査実施料に含まれない検査を行った場合は、当該検査が基本的検体検査判断料の対象に含まれないものであるときは、当該検査に係る検体検査判断料も併せて別途算定できる。
- * 352: 療養病棟、結核病棟若しくは精神病棟に入院している患者及び第1章第2部第2節に規定するHIV感染者療養環境特別加算、二類感染症患者療養環境特別加算若しくは重症者等療養環境特別加算を算定している患者については、基本的検体検査判断料は、別に算定しない。
- * 353: 1月を通じて、基本的検体検査実施料に包括されている検査項目のいずれも行われなかった場合は、当該月は本判断料は請求できない。
- * 354: 特定機能病院において、*352に掲げる場合以外で基本的検体検査判断料を算定すべき場合は、尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査（I）判断料、免疫学的検査判断料及び微生物学的検査判断料を算定することはできず、本判断料を算定するものとする。
- * 355: 病理組織標本作製について、次に掲げるものは、各区分ごとに1臓器として算定する。
 - ア 気管支及び肺臓
 - イ 食道
 - ウ 胃及び十二指腸
 - エ 小腸
 - オ 盲腸
 - カ 上行結腸、横行結腸及び下行結腸
 - キ S状結腸
 - ク 直腸
 - ケ 子宮体部及び子宮頸部
- * 356: 病理組織標本作製において、1臓器から多数のブロック、標本等を作製した場合であっても、1臓器の標本作製として算定する。

- * 357: 病理組織標本作製において、悪性腫瘍がある臓器又はその疑いがある臓器から多数のブロックを作製し、又は連続切片標本作製した場合であっても、所定点数のみ算定する。
- * 358: 当該標本作製をヘリコバクター・ピロリ感染診断を目的に行う場合の保険診療上の取扱いについては、「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」（平成12年10月31日保険発第180号）に即して行うこと。
- * 359: 電子顕微鏡病理組織標本作製は、腎組織、内分泌臓器の機能性腫瘍（甲状腺腫を除く。）、異所性ホルモン産生腫瘍、軟部組織悪性腫瘍、ゴース病等の脂質蓄積症、多糖体蓄積症等に対する生検及び心筋症に対する心筋生検の場合において、電子顕微鏡による病理診断のための病理組織標本作製した場合に算定できる。
- * 360: 電子顕微鏡病理組織標本作製、区分番号「N000」病理組織標本作製、区分番号「N002」免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製のうち、いずれを算定した場合であっても、他の2つの項目を合わせて算定することができる。
- * 361: 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製は、病理組織標本作製するにあたり免疫染色を行った場合に、方法（蛍光抗体法又は酵素抗体法）又は試薬の種類にかかわらず、1臓器につき1回のみ算定する。
- * 362: 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製、区分番号「N000」病理組織標本作製又は区分番号「N001」電子顕微鏡病理組織標本作製のうち、いずれを算定した場合であっても、他の2つの項目を合わせて算定することができる。
- * 363: 「1」のエストロゲンレセプターの免疫染色と「2」のプロジェステロンレセプターの免疫染色を同一月に実施した場合は、いずれかの主たる病理組織標本作製の所定点数及び注に規定する加算のみを算定する。
- * 364: 「3」のHER2タンパクは、半定量法又はEIA法（酵素免疫測定法）による病理標本作製を行った場合に限り算定する。
- * 365: 「5」CCR4タンパク及び区分番号「D006-10」CCR4タンパク（フローサイトメトリー法）を同一の目的で実施した場合は、原則として主たるもののみ算定する。ただし、医学的な必要性がある場合には、併せて実施した場合であっても、いずれの点数も算定できる。なお、この場合においては、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的必要性を記載すること。
- * 366: 「6」のALK融合タンパクは、非小細胞肺癌患者に対して、ALK阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、ブリッジ試薬を用いた免疫組織染色法により病理標本作製を行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。
- * 367: 「注2」に規定する「確定診断のために4種類以上の抗体を用いた免疫染色が必要な患者」とは、悪性リンパ腫、悪性中皮腫、肺悪性腫瘍（腺癌、扁平上皮癌）、消化管間質腫瘍（GIST）、慢性腎炎、内分泌腫瘍、軟部腫瘍、皮膚の血管炎、水疱症（天疱瘡、類天疱瘡等）又は悪性黒色腫が疑われる患者を指す。これらの疾患が疑われる患者であっても3種類以下の抗体で免疫染色を行った場合は、当該加算は算定できない。
- * 368: 肺悪性腫瘍（腺癌、扁平上皮癌）が疑われる患者に対して「注2」の加算を算定する場合は、腫瘍が未分化であった場合等HE染色では腺癌又は扁平上皮癌の診断が困難な患者に限り算定することとし、その医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に詳細に記載すること。なお、既に区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」EGFR遺伝子検査（リアルタイムPCR法）、「ロ」EGFR遺伝子検査（リアルタイムPCR法以外）又は区分番号「N005-2」ALK融合遺伝子標本作製を算定している場合には、当該加算は算定できない。
- * 369: 術中迅速病理組織標本作製は、手術の途中において迅速凍結切片等による標本作製及び鏡検を完了した場合において、1手術につき1回算定する。なお、摘出した臓器について、術後に再確認のため精密な病理組織標本作製を行った場合は、区分番号「N000」病理組織標本作製の所定点数を別に算定する。
- * 370: 術中迅速細胞診は、手術の途中において腹水及び胸水等の体腔液を検体として標本作製及び鏡検を完了した場合において、1手術につき1回算定する。
- * 371: 陰脂膏顕微鏡標本作製、胃液、腹腔穿刺液等の痛細胞標本作製及び眼科プロヴァエック小体標本作製並びに天疱瘡におけるTzanck細胞の標本作製は、細胞診により算定する。
- * 372: 同一又は近接した部位より同時に数検体採取して標本作製を行った場合であっても、1回として算定する。
- * 373: 「2」の「穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等」とは、喀痰細胞診、気管支洗浄細胞診、体腔液細胞診、体腔洗浄細胞診、体腔臓器擦過細胞診及び髄液細胞診等を指す。
- * 374: 「3」の「セルブロック法によるもの」は、悪性中皮腫を疑う患者に対して、穿刺吸引等により採取した検体を用いてセルブロック法により標本作製した場合に算定する。
- * 375: 「2」の「穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるもの」と「3」の「セルブロック法によるもの」を併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。
- * 376: 「注1」の婦人科材料等液状化検体細胞診加算は、採取と同時に行った場合に算定できる。なお、過去に穿刺し又は採取し、固定保存液に回収した検体から標本作成し診断を行った場合には算定できない。
- * 377: 「注2」の液状化検体細胞診加算は、採取と同時に作製された標本に基づいた診断の結果、再検が必要と判断され、固定保存液に回収した検体から再度標本作製し、診断を行った場合に限り算定できる。採取と同時に行った場合は算定できない。
- * 378: HER2遺伝子標本作製は、抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法、SISH法又はCISH法により遺伝子増幅標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。
- * 379: 本標本作製と区分番号「N002」免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製の「3」を同一の目的で実施した場合は、本区分の「2」により算定する。
- * 380: ALK融合遺伝子標本作製、ALK融合遺伝子標本作製は、ALK阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子標本作製を行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。

- * 381: 当該保険医療機関以外に勤務する病理診断を行う医師が、当該保険医療機関に向いて病理診断を行った場合等、当該保険医療機関における勤務の実態がない場合においては、病理診断料は算定できない。
- * 382: 当該保険医療機関において、当該保険医療機関以外の医療機関（衛生検査所等を含む。）で作製した病理標本につき診断を行った場合には、月1回に限り所定点数を算定する。なお、患者が当該傷病につき当該保険医療機関を受診していない場合においては、療養の給付の対象とならない。
- * 383: 病理診断料が含まれない入院料を算定する病棟に入院中の患者に対して、病理診断料を算定する場合は、同一月に当該患者が病理診断料が含まれる入院料を算定する病棟に転棟した場合であっても、当該病理診断料を算定することができる。
- * 384: 病理判断料が含まれない入院料を算定する病棟に入院中の患者に対して、病理判断料を算定した場合は、同一月に当該患者が病理判断料が含まれる入院料を算定する病棟に転棟した場合であっても、当該病理判断料を算定することができる。
- * 385: 骨塩定量検査は、骨粗鬆症の診断及びその経過観察の際のみ算定できる。ただし、4月に1回を限度とする。
- * 386: 「1」の注はDEXA法による腰椎撮影及び大腿骨撮影を同一日に行った場合にのみ算定できる。
- * 387: 「2」の「MD法、SEXA法等」の方法には、DEXA法（dual Energy x-Ray Absorptiometry）、単一光子吸収法（SPA:Single Photon Absorptiometry）、二重光子吸収法（DPA: Dual Photon Absorptiometry）、MD法（Microdensitometryによる骨塩定量法）、DIP法（Digital Image Processing）、SEXA法（single Energy x-Ray Absorptiometry）、単色X線光子を利用した骨塩定量装置による測定及びpQCT（peripheral Quantitative Computed Tomography）による測定がある。
- * 388: MD法による骨塩定量検査を行うことを目的として撮影したフィルムを用いて画像診断を併施する場合は、「2」の「MD法、SEXA法等」の所定点数又は画像診断の手技料（区分番号「E001」写真診断及び区分番号「E002」撮影）の所定点数のいずれか一方により算定する。ただし、区分番号「E400」フィルムの費用は、いずれの場合でも、手技料とは別に算定できる。
- * 389: 肝及び腎のクリアランステストとは、負荷後に検体採取及び検体分析を経時的若しくは連続的に行う検査である。
- * 390: 肝クリアランステストに該当するものは、ICG等を用いた検査であり、腎クリアランステストに該当するものは、PSP、チオ硫酸等を負荷して行うクリアランステスト、腎血漿流量測定、糸球体濾過値測定である。
- * 391: 肝及び腎のクリアランステストは、肝クリアランステスト又は腎クリアランステストのいずれかを実施した場合に算定できる。
- * 392: 「注2」の注射とは、第6部第1節第1款の注射実施料をいい、施用した薬剤の費用は、別途算定する。
- * 393: 検査に伴って行った注射、採血及び検体測定の費用は、所定点数に含まれるが、使用した薬剤は別途算定できる。
- * 394: 6月に1回に限り算定する。
- * 395: 区分番号「D286」肝及び腎のクリアランステストのうち、腎のクリアランステストと、本検査を併せて行った場合には、いずれか主たるもののみ算定する。
- * 396: 各負荷試験については、測定回数及び負荷する薬剤の種類にかかわらず、一連のものとして月1回に限り所定点数を算定する。ただし、「1」の「イ」の成長ホルモンに限り、月2回まで所定点数を算定できる。
なお、「1」の下垂体前葉負荷試験及び「5」の副腎皮質負荷試験以外のものについては、測定するホルモンの種類にかかわらず、一連のものとして算定する。
- * 397: 内分泌負荷試験において、負荷の前後に係る血中又は尿中のホルモン等測定に際しては、測定回数、測定間隔等にかかわらず、一連のものとして扱い、当該負荷試験の項により算定するものであり、検体検査実施料における生化学的検査（Ⅰ）又は生化学的検査（Ⅱ）の項では算定できない。
- * 398: 「1」の下垂体前葉負荷試験に含まれるものとしては、下記のものがある。
ア 成長ホルモン（GH）については、インスリン負荷、アルギニン負荷、L-DOPA負荷、クロニジン負荷、グルカゴン負荷、プロプラノロール負荷、プロモクリプチン負荷、睡眠負荷等
イ ゴナドトロピン（LH及びFSH）については、LH-RH負荷、クロミフェン負荷等
ウ 甲状腺刺激ホルモン（TSH）については、TRH負荷等
エ プロラクチン（PRL）については、TRH負荷、プロモクリプチン負荷等
オ 副腎皮質刺激ホルモン（ACTH）については、インスリン負荷、メトピロン負荷、デキサメサゾン負荷、CRH負荷等
- * 399: 「2」の下垂体後葉負荷試験の抗利尿ホルモン（ADH）については、水制限、高張食塩水負荷（カーター・ロビンテスト）等が含まれる。
- * 400: 「3」の甲状腺負荷試験の甲状腺ホルモンについては、T₃抑制等が含まれる。
- * 401: 「4」の副甲状腺負荷試験の副甲状腺ホルモン（PTH）については、カルシウム負荷、PTH負荷（エルスワースハウードテスト）、EDTA負荷等が含まれる。
- * 402: 「5」の副腎皮質負荷試験に含まれるものとしては、下記のものがある。
ア 鉱質コルチコイド（レニン、アルドステロン）については、フロセミド負荷、アンジオテンシン負荷等
イ 糖質コルチコイド（コルチゾール、DHEA及びDHEAS）については、ACTH負荷、デキサメサゾン負荷、メトピロン負荷等
- * 403: 「6」の性腺負荷試験に含まれるものとしては、下記のものがある。
ア テストステロンについては、HCG負荷等
イ エストラジオールについては、HMG負荷等
- * 404: 「注2」の注射とは、第6部第1節第1款の注射実施料をいい、施用した薬剤の費用は、別途算定する。
- * 405: 本試験に伴って区分番号「D419」その他の検体採取の「5」副腎静脈サンプリングにより採血を行った場合、その費用は別に算定できる。
- * 406: 負荷の前後に係る血中又は尿中のホルモン等測定に際しては、測定回数、測定間隔等にかかわらず、一連のものとして扱い、当該負荷試験の項により算定するものであり、検体検査実施料における生化学的検査（Ⅰ）又は生化学的検査（Ⅱ）の項では算定できない。
- * 407: 「2」の耐糖能精密検査（常用負荷試験及び血中インスリン測定又は常用負荷試験及び血中C-ペプチド測定を行った場合）は、常用負荷試験及び負荷前後の血中インスリン測定又は血中C-ペプチド測定を行った場合に算定する。
- * 408: 乳糖を服用させて行う耐糖試験は、糖負荷試験により算定する。また、使用した薬剤は、区分番号「D500」薬剤により算定する。
- * 409: ブドウ糖等を1回負荷し、負荷前後の血糖値等の変動を把握する検査は、糖負荷試験の所定点数により算定する。
- * 410: 「注」の注射とは、第6部第1節第1款の注射実施料をいい、施用した薬剤の費用は、別途算定する。
- * 411: 胃液分泌刺激テスト
ア 「3」の胃液分泌刺激テストは、生体に分泌刺激物質を投与し、胃液若しくは血液を採取、分析することにより胃液分泌機能を検査するものであり、胃液分泌刺激テストに該当するものは、ガストリン刺激テスト、ヒスタログ刺激試験、Katsch-Kalk法、ヒスタミン法等である。
イ 検査に伴って行った注射、検体採取、検体測定及びエックス線透視の費用は、別に算定できない。
- * 412: 「3」の胆道機能テストは、十二指腸ゾンデを十二指腸乳頭部まで挿入し、胆道刺激物質を投与して十二指腸液を分画採取した場合に算定する。
- * 413: 「4」のセクレチン試験は、十二指腸液採取用二重管を十二指腸まで挿入し、睪外分泌刺激ホルモンであるセクレチンを静脈注射し、刺激後の膀胱量、重炭酸濃度及びアミラーゼ排出量を測定した場合に算定する。ただし、セクレチン注射の手技料、測定に要する費用、血清酵素逸脱誘発試験の費用等は所定点数に含まれる。
- * 414: 特定薬剤治療管理料は、下記のものに対して投与薬剤の血中濃度を測定し、その結果に基づき当該薬剤の投与量を精密に管理した場合、月1回に限り算定する。
ア 心疾患患者であってジギタリス製剤を投与しているもの
イ てんかん患者であって抗てんかん剤を投与しているもの
ウ 気管支喘息、喘息性（様）気管支炎、慢性気管支炎、肺気腫又は未熟児無呼吸発作の患者であってテオフィリン製剤を投与しているもの
エ 不整脈の患者に対して不整脈用剤を継続的に投与しているもの
オ 統合失調症の患者であってハロペリドール製剤又はプロモペリドール製剤を投与しているもの
カ 躁うつ病の患者であってリチウム製剤を投与しているもの
キ 躁うつ病又は躁病の患者であってバルプロ酸ナトリウム又はカルバマゼピンを投与しているもの
ク 臓器移植術を受けた患者であって臓器移植における拒否反応の抑制を目的として免疫抑制剤を投与しているもの
ケ ベーチェット病の患者であって活動性・難治性眼症状を有するもの又はその他の非感染性ぶどう膜炎（既存治療で効果不十分で、視力低下のおそれのある活動性の中間部又は後部の非感染性ぶどう膜炎に限る。）、重度の再生不良性貧血、赤芽球癆、尋常性乾癬、膿疱性乾癬、乾癬性紅皮症、関節症性乾癬、全身型重症筋無力症、アトピー性皮膚炎（既存治療で十分な効果が得られない患者に限る。）若しくはネフローゼ症候群の患者であってシクロスポリンを投与しているもの
コ 若年性関節リウマチ、リウマチ熱又は慢性関節リウマチの患者であってサリチル酸系製剤を継続的に投与しているもの
サ 悪性腫瘍の患者であってメトレキサートを投与しているもの
シ 全身型重症筋無力症、関節リウマチ、ループス腎炎、潰瘍性大腸炎又は間質性肺炎（多発性筋炎又は皮膚筋炎に合併するものに限る。）の患者であってタクロリムス水和物を投与しているもの
ス 重症又は難治性真菌感染症の患者であってトリアゾール系抗真菌剤を投与しているもの
セ 片頭痛の患者であってバルプロ酸ナトリウムを投与しているもの
ソ イマチニアを投与しているもの
タ 結節性硬化症に伴う上衣下巨細胞性星細胞腫の患者であって抗悪性腫瘍剤としてエベロリムスを投与しているもの
- * 415: 特定薬剤治療管理料を算定できる不整脈用剤とはプロカインアミド、N-アセチルプロカインアミド、ジソピラミド、キニジン、アブリンジン、リドカイン、ピルジカイニド塩酸塩、プロパフェノン、メキシレチン、フレカニド、シベンゾリン酸塩、ビルメノール、アミオダロン、ソタロール塩酸塩及びベプリジル塩酸塩をいう。
- * 416: 特定薬剤治療管理料を算定できるグリコペチド系抗生物質とは、バンコマイシン及びテイコプラニンをいい、トリアゾール系抗真菌剤とは、ポリコナゾールをいう。
- * 417: 特定薬剤治療管理料を算定できる免疫抑制剤とは、シクロスポリン、タクロリムス水和物、エベロリムス及びミコフェノール酸モフェチルをいう。
- * 418: アミノ配糖体抗生物質、グリコペチド系抗生物質、トリアゾール系抗真菌剤等を数日間以上投与している入院中の患者について、投与薬剤の血中濃度を測定し、その測定結果をもとに投与量を精密に管理した場合、月1回に限り算定する。
- * 419: 本管理料には、薬剤の血中濃度測定、当該血中濃度測定に係る採血及び測定結果に基づく投与量の管理に係る費用が含まれるものであり、1月のうちに2回以上血中濃度を測定した場合であっても、それに係る費用は別に算定できない。ただし、別の疾患に対して別の薬剤を投与した場合（例えば、てんかんに対する抗てんかん剤と気管支喘息に対するテオフィリン製剤の両方を投与する場合）及び同一疾患について*414アからタまでのうち同一の区分に該当しない薬剤を投与した場合（例えば、発作性上室性頻脈に対してジギタリス製剤及び不整脈用剤を投与した場合）はそれぞれ算定できる。
- * 420: 薬剤の血中濃度、治療計画の要点を診療録に記載する。
- * 421: 特殊な薬物血中濃度の測定及び計画的な治療管理のうち、特に本項を準用する必要があるものについては、その都度当局に内議し、最も近似する測定及び治療管理として準用が通知された算定方法により算定する。

- * 422: ジギタリス製剤の急速飽和を行った場合は、1回に限り急速飽和完了日に「注3」に規定する点数を算定することとし、当該算定を行った急速飽和完了日の属する月においては、別に特定薬剤治療管理料は算定できない。なお、急速飽和とは、重症うっ血性心不全の患者に対して2日間程度のうちに数回にわたりジギタリス製剤を投与し、治療効果が得られる濃度にまで到達させることをいう。
- * 423: てんかん重積状態のうち算定の対象となるものは、全身性けいれん発作重積状態であり、抗てんかん剤を投与している者について、注射薬剤等の血中濃度を測定し、その測定結果をもとに投与量を精密に管理した場合は、1回に限り、重積状態が消失した日に「注3」に規定する点数を算定することとし、当該算定を行った重積状態消失日の属する月においては、別に特定薬剤治療管理料は算定できない。
- * 424: 「注3」に規定する点数を算定する場合にあっては、「注6」に規定する加算を含め別に特定薬剤治療管理料は算定できない。
- * 425: 「注4」に規定する「抗てんかん剤又は免疫抑制剤を投与している患者」には、躁うつ病又は躁病によりバルプロ酸又はカルバマゼピンを投与している患者が含まれ、当該患者は4月日以降においても減算対象とならない。また、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する「4月日以降」とは、初回の算定から暦月で数えて4月日以降のことである。
- * 426: 免疫抑制剤を投与している臓器移植後の患者については、臓器移植を行った日の属する月を含め3月に限り、臓器移植加算として「注6」に規定する点数を算定し、初回月加算は算定しない。
- * 427: 初回月加算は、投与中の薬剤の安定した血中至適濃度を得るため頻回の測定が行われる初回月に限り、「注6」に規定する点数を加算できるものであり、薬剤を変更した場合には算定できない。
- * 428: 悪性腫瘍特異物質治療管理料は、悪性腫瘍であると既に確定診断がされた患者について、腫瘍マーカー検査を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。
- * 429: 悪性腫瘍特異物質治療管理料には、腫瘍マーカー検査、当該検査に係る採血及び当該検査の結果に基づく治療管理に係る費用が含まれるものであり、1月のうち2回以上腫瘍マーカー検査を行っても、それに係る費用は別に算定できない。
- * 430: 腫瘍マーカー検査の結果及び治療計画の要点を診療録に記載する。
- * 431: 「D009」腫瘍マーカーにおいて、併算定が制限されている項目を同一月に併せて実施した場合には、1項目とみなして、本管理料を算定する。
- * 432: 「注3」に規定する初回月加算は、適切な治療管理を行うために多項目の腫瘍マーカー検査を行うことが予想される初回月に限って算定する。ただし、悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定する当該初回月の前月において、区分番号「D009」腫瘍マーカーを算定している場合は、当該初回月加算は算定できない。
- * 433: 当該月に悪性腫瘍特異物質以外の検査（本通知の腫瘍マーカーの項に規定する例外規定を含む。）を行った場合は、本管理料とは別に、検査に係る判断料を算定できる。
(例) 肝癌の診断が確定している患者で α -フェトプロテインを算定し、別に、区分番号「D008」内分泌学的検査を行った場合の算定
悪性腫瘍特異物質治療管理料「ロ」の「(1)」
+区分番号「D008」内分泌学的検査の実施料
+区分番号「D026」の「4」生化学的検査(Ⅱ)判断料
- * 434: 特殊な腫瘍マーカー検査及び計画的な治療管理のうち、特に本項を準用する必要のあるものについては、その都度当局に内識し、最も近似する腫瘍マーカー検査及び治療管理として準用が通知された算定方法により算定する。
- * 435: 慢性維持透析患者外来医学管理料は、安定した状態にある慢性維持透析患者について、特定の検査結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定し、本管理料に含まれる検査の点数は別途算定できない。なお、安定した状態にある慢性維持透析患者とは、透析導入後3か月以上が経過し、定期的に透析を必要とする入院中の患者以外の患者をいう（ただし、第2部通則5の(6)の「ア」から「ウ」までのただし書に規定する入院中の患者の他医療機関への受診時の透析を除く。）。なお、診療録に特定の検査結果及び計画的な治療管理の要点を記載すること。
- * 436: 特定の検査とは「注2」に掲げるものをいい、実施される種類及び回数にかかわらず、所定点数のみを算定する。これらの検査料及び区分番号「D026」尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査(Ⅰ)判断料、生化学的検査(Ⅱ)判断料、免疫学的検査判断料は本管理料に含まれ、別に算定できない。また、これらの検査に係る検査の部の通則、款及び注に規定する加算は、別に算定できない。
- * 437: 同一検査名で、定性、半定量及び定量測定がある場合は、いずれの検査も本管理料に含まれ、別に算定できない。試験紙法等による血中の糖の検査についても同様である。
- * 438: 慢性維持透析患者外来医学管理料に包括される検査以外の検体検査を算定する場合には、その必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。
- * 439: 包括されている画像診断に係る画像診断の部の通則、節及び注に規定する加算は別に算定できる。なお、本管理料を算定した月において、本管理料に包括されていない区分番号「E001」の「1」単純撮影(胸部を除く。)及び区分番号「E002」の「1」単純撮影(胸部を除く。)を算定した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に撮影部位を記載すること。
- * 440: 透析導入後3か月目が月の途中である場合は、当該月の翌日より本管理料を算定する。
- * 441: 同一月に2以上の保険医療機関で透析を定期的に行っている場合は、主たる保険医療機関において本管理料を請求し、その配分は相互の合議に委ねるものとする。
- * 442: 同一の保険医療機関において同一月に入院と入院外が混在する場合、又は人工腎臓と自己腹膜灌流療法を併施している場合は、本管理料は算定できない。
- * 443: 区分番号「C102-2」在宅血液透析指導管理料は、本管理料と別に算定できる。
- * 444: 下記の「ア」から「カ」までに掲げる要件に該当するものとして、それぞれ算定を行った場合は、その理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。
ア 出血性合併症を伴った患者が手術のため入院した後退院した場合、退院月の翌月における末梢血液一般検査は、月2回以上実施する場合においては、当該2回目以後の検査について、慢性維持透析患者外来医学管理料に加えて別に算定する。
イ 副甲状腺機能亢進症に対するパルス療法施行時のカルシウム、無機リンの検査は、月2回以上実施する場合においては、当該2回目以後の検査について月2回に限り、慢性維持透析患者外来医学管理料に加えて別に算定する。また、副甲状腺機能亢進症に対するPTH検査は、月2回以上実施する場合においては、当該2回目以後の検査について月1回に限り、慢性維持透析患者外来医学管理料に加えて別に算定する。
ウ 副甲状腺機能亢進症により副甲状腺切除を行った患者に対するカルシウム、無機リンの検査は、退院月の翌月から5か月間は、月2回以上実施する場合においては、当該2回目以後の検査について慢性維持透析患者外来医学管理料に加えて別に算定する。また、副甲状腺機能亢進症により副甲状腺切除を行った患者に対するPTH検査は、月2回以上実施する場合においては、当該2回目以後の検査について月1回に限り、慢性維持透析患者外来医学管理料に加えて別に算定する。
エ シナカルセット塩酸塩の初回投与から3か月以内の患者に対するカルシウム、無機リンの検査は、月2回以上実施する場合においては、当該2回目以後の検査について月2回に限り、慢性維持透析患者外来医学管理料に加えて別に算定する。また、シナカルセット塩酸塩の初回投与から3か月以内の患者に対するPTH検査を月2回以上実施する場合においては、当該2回目以後の検査について月1回に限り、慢性維持透析患者外来医学管理料に加えて別に算定する。
オ 透析導入後5年以上経過した透析アミロイド症に対して、ダイアライザーの選択に当たり β_2 -マイクログロブリン除去効果の確認が必要な場合においては、その選択をした日の属する月を含めた3か月間に、 β_2 -マイクログロブリン検査を月2回以上実施する場合においては、当該2回目以後の検査について月1回に限り、慢性維持透析患者外来医学管理料に加えて別に算定する。
カ 高アルミニウム血症とヘモクロマトーシスを合併した透析患者に対して、デフェロキサミンメシル酸塩を投与している期間中におけるアルミニウム(Al)の検査は、慢性維持透析患者外来医学管理料に加えて別に算定する。
- * 445: 慢性維持透析患者の検査の実施に当たっては、関係学会より標準的な検査項目及びその頻度が示されており、それらを踏まえ患者管理を適切に行うこと。
- * 446: 「7」のCD30は、HQRリンカーを用いた免疫組織化学染色法により、悪性リンパ腫の診断補助を目的に実施した場合に算定する。